

第三次多摩市特別支援教育推進計画

(素案) R7.7.7時点

はじめに

はじめに

多摩市教育委員会では、多様な個性をもつ児童・生徒等一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた個別最適な学びと共生社会の実現を目指した自立と社会参加を促進するために、特別支援教育の推進に取り組んでいます。

今回の計画では、これまで第一次・第二次と取り組んできた特別支援教育推進の今後を展望し、また共生社会の実現、共に学び共に生活することを追求していくために、これまでの理念を踏襲しつつ、取り組みの施策を特別支援教育の「包み込むモデル」の視点で新たに発展させて考えていくこととしました。特に、合理的配慮につきましては、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」にも定められており、教育における合理的配慮について追及していくことが共生社会の実現につながります。さらに共生社会の実現について児童・生徒自身が考え学んでいくことが社会の変革につながるように感じます。

本計画の策定にあたって、児童・生徒の意見を聞くという視点から、多摩市で特別支援教育を経験したことのある当事者であった卒業生（現高校生や専門学校生）によるグループミーティングも実施し、その時代に自分が感じていた気持ちや、周囲の理解についてなどの率直な意見も聞き計画策定に生かしました。

最初の特別支援教育推進計画から10年が経過し、特別支援教育を取り巻く環境も、特別支援教育へのニーズも刻々と変化しています。時々の時代の変化に合わせてつつ、誰一人取り残さない視点に立って教育的ニーズを把握しながら、多様で柔軟な仕組みを提供し続けていきたいと考えています。

結びに、当初の計画から引き続き、明星大学心理学部心理学科教授 小貫悟先生には今回も副委員長として、最新の教育テーマの情報提供や特別支援教育に関して多くの示唆もいただきました。また有識者会議の委員の皆様には、東京都の最新情報の提供や、現場からの声、保護者の思いなど、様々な視点からの貴重なご意見を頂戴できました。そしてアンケートにご協力くださった保護者の方々、多摩桜の丘学園PTAの皆様、特別支援教育を経験した高校生・専門学校生の皆様、策定過程において貴重なご意見を賜りましたすべての皆様に深く感謝申し上げます。

多摩市教育委員会教育長 千葉 正法

目次

目次

第三次多摩市特別支援教育推進計画

第1章 多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	3
第4節 計画の推進体制	3
第5節 計画策定に至るまでの経過	4

第2章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題

第1節 成果	7
第2節 課題	11

第3章 実態把握から見える多摩市の特別支援教育の現状と課題

第1節 多摩市の特別支援教育についてのアンケート	14
第2節 高校生等グループミーティング	22
第3節 現状と課題	23

目次

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

第1節 基本理念	27
第2節 7つの施策	29
第3節 具体的な取り組み	31

第5章 他機関との連携

第1節 副籍制度	47
第2節 医療的ケアを必要とする児童・生徒への対応	49

資料

第二次多摩市特別支援教育推進計画の取り組みと評価（詳細）	52
特別支援教育に関する多摩市の状況など	62
その他参考	68
用語解説	73
第三次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会関係	85

第1章 多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

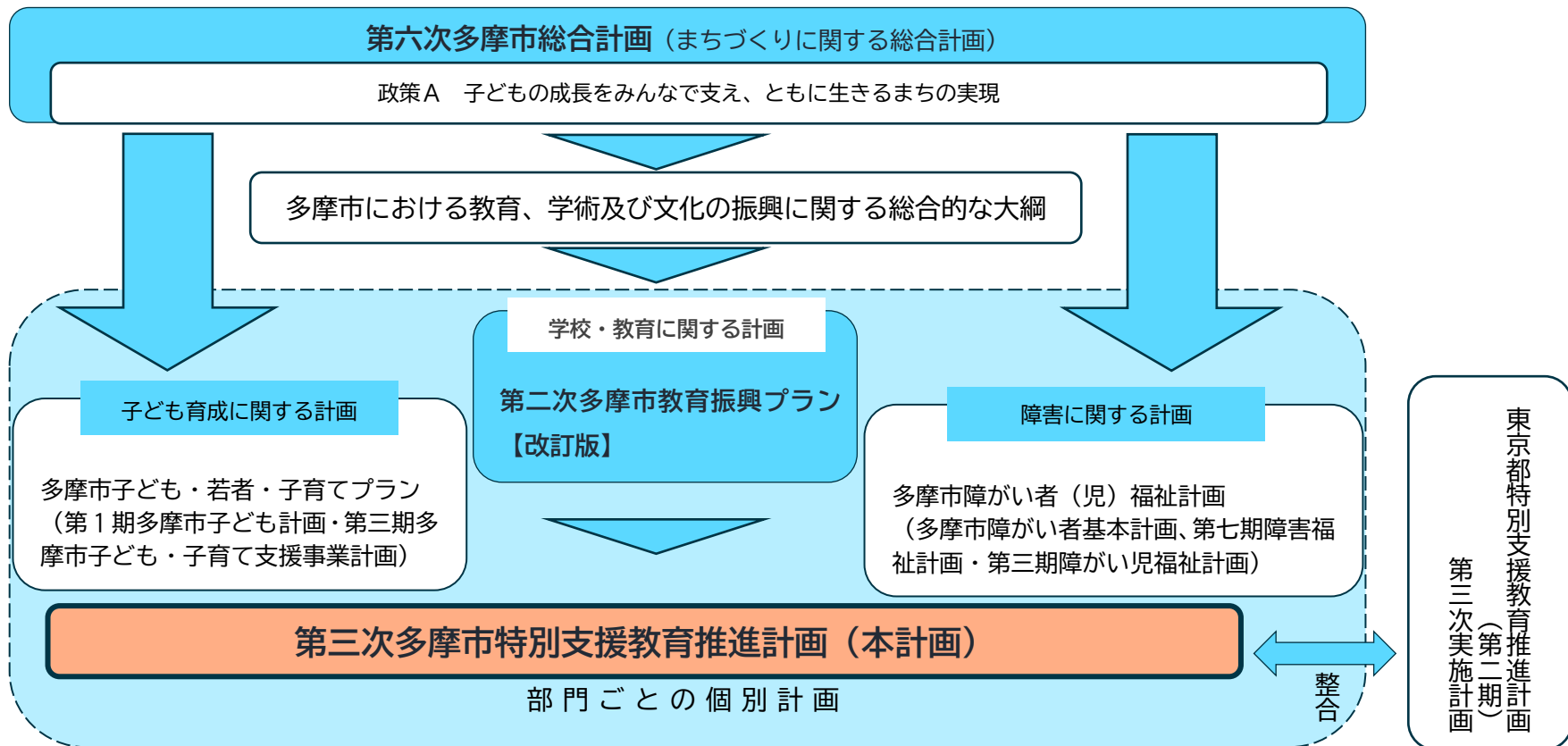
第1節 計画の目的

特別支援教育は、通常の学級に在籍する児童・生徒を含め、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、すべての学校で実施するものです。多摩市教育委員会は、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や学校などで共に支え合って暮らす「共生社会（用語解説：P●●）」の実現を目指します。一人ひとりの児童・生徒の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した多様な学びの場を用意し、児童・生徒に社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていくための力を培います。

これまでに多摩市特別支援教育推進計画（平成28年度～令和2年度）、第二次多摩市特別支援教育推進計画（令和3年度～令和7年度、以下第二次計画という）を策定し、進めるべき具体的施策を掲げ、特別支援教育に関するPDCAサイクルに取り組んでいます。このたび、第二次計画までの成果と課題、実態把握、最新の国や都の動向を踏まえ、多摩市の特別支援教育のさらなる充実に向けて、第三次多摩市特別支援教育推進計画を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「第六次多摩市総合計画」で定められた政策のうち、学校・教育に関する計画「第二次多摩市教育振興プラン【改訂版】」に掲げる特別支援教育の推進に関する部分を具体化し、その方向性を示す部門ごとの個別計画です。なお、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」との整合を図ります。



第3節 計画期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間として策定します。ただし、社会・経済情勢の変化や国・東京都の動向、本市の児童・生徒たちや教育を取り巻く状況等にあわせ、必要に応じて計画内容の見直しをおこないます。

第4節 計画の推進体制

本計画を実行性ある計画とするため、学識経験者や学校関係者、関係所管等で構成する特別支援教育推進委員会を組織し、計画の進捗状況の把握、内容の検証・見直しをおこないます。また、施策ごとにどの程度推進できたかを評価するための成果指標を設け、目標値を設定することで年度ごとの施策全体の達成度が見える化します。



【成果指標の例】

施策Ⅰ	成果指標	目標値
理解啓発の推進	理解啓発講座の開催	年1回以上

第5節 計画策定に至るまでの経過

(1) 国の動向(P●●参照)

- ・平成19年 学校教育法改正
- ・平成23年 障害者基本法改正
- ・平成25年 障害者差別解消法
- ・平成26年 障害者の権利に関する条約(平成19年署名、平成26年1月批准、2月発行)
- ・平成28年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 施行「合理的配慮の提供」義務付け
- ・平成29年 学習指導要領改訂
- ・令和 3年 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告
- ・令和 3年 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
- ・令和 4年 国際連合の障害者権利委員会における日本政府報告に関する総括所見
- ・令和 5年 第4期教育振興基本計画(令和5年度～9年度)

(2) 都の動向(詳細はP●●参照)

- ・平成28年 東京都発達障害教育推進計画
- ・平成29年 東京都特別支援教育推進計画(第二期)第一次実施計画
- ・令和 4年 東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画
- ・令和 6年 東京都教育ビジョン(第5次)
- ・令和 7年 東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画

(3) 多摩市の動向

多摩市は、国や都のインクルーシブ教育システムの構築に対する考え方を踏まえ、平成27年に「多摩市特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育の推進に取り組んできました。平成28年度には特別支援教育全体研修を開始し、平成29年度には市内の全市立小学校、令和3年度には全市立中学校に特別支援教室を設置しました。また平成29年4月に多摩第二小学校、平成31年4月に南鶴牧小学校にそれぞれ自閉症・情緒障害学級(用語解説:P●●)を設置し、指導の充実や環境整備を進めてきました。

このように小学校において、自閉症・情緒障害学級の増設し、特別支援教育の充実を図る中、中学校においても、自閉症・情緒障害学級での学びに対する教育的ニーズが高まり、令和8年4月、聖ヶ丘中学校に自閉症・情緒障害学級を設置することとなりました。

なお、多摩市教育委員会では、第二次多摩市特別支援教育推進計画を踏まえ、次のページのとおり特別支援学級(用語解説:P●●)、特別支援教室について教育課程編成の基本方針を定めています。

教育課程編成の基本方針

- 多摩市立小・中学校に設置された特別支援学級・特別支援教室であることを十分に踏まえ、多摩市の資源を活用した教育課程を編成する。
- 障害による学習上または生活上の困難を克服するための自立活動の指導を確実に実施する教育課程を編成する。また、一人1台端末等、ICT機器を効果的に活用した自立活動の充実を図る。
- 個別指導計画および学校生活支援シートを作成し、児童・生徒の障害の程度や学級の実態に応じた教育課程を編成する。
- ①知的障害特別支援学級
 - ・将来の自立と社会参加に向け、各教科の指導時数を確保し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。
 - ・各教科等を合わせた指導を適切に実施し、児童・生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりする上で自発的に活用できる力を育む。
- ②自閉症・情緒障害特別支援学級
 - ・義務教育終了後の進学及び社会的自立に向けた指導を重視し、職業生活に必要な知識・技能の習得と人間性の育成を図る。
 - ・自立活動(用語解説:P●●)の充実を図り、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識や技能、態度及び習慣を養い、日常生活や社会生活に活用できる資質・能力を育む。
- ③通級指導学級(小学校)・特別支援教室(小学校・中学校)
 - ・児童・生徒一人ひとりの在籍学級における困難を克服・改善し、日常生活における適応力を育む。
 - ・コミュニケーション能力の向上や言語の受容と表出などの改善を図り、日常生活における適応力を育む。

第2章

第二次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題

※第二次多摩市特別支援教育推進計画の取組と成果については、P55からの資料編に詳細を記載

第1節 成果

（方向性Ⅰ）個々の特性に応じた一貫性のある支援を推進するため、校内支援力の向上を進めます。

① 校内委員会を活用した組織的な取り組み

各校が組織的な特別支援教育の充実を図っていくうえで、校内委員会の活用については、各校の特別支援教育コーディネーターの役割が非常に重要であることの認識が進み、市内全校に対して複数配置し、特別支援教育コーディネーター研修や特別支援教室担当者連絡会では校内委員会の演習や、各校同士での情報交換をおこないました。

② 学校生活支援シート・個別指導計画の定着

個別指導計画・学校生活支援シートの作成については、特別支援学級、特別支援教室ともに定着し、記載内容充実のために、初めて特別支援教育を担当する教員研修会のテーマで取り上げたり、各校の活用方法を特別支援教室担当教員連絡会で共有したりしました。

③ 実践事例の共有

特別支援教育において実践事例の共有は必要であり、特別支援教育コーディネーター研修や、特別支援教室担当教員連絡会における各校の実践に関する情報共有の機会設定を進めました。

（方向性2）教員の専門性をさらに高め、児童・生徒に必要な資質・能力の育成を進めます。

① 派遣相談の充実

派遣相談として、専門家等を各学校に派遣する事業の活用を進めました。特に中学校全校に導入した特別支援教室については、拠点校への継続したスーパーバイズの派遣を実施することができました。

② ユニバーサルデザインフォント導入

学校用PCへの「ユニバーサルデザインフォント」導入については、令和4年度の機器更新に合わせ、100%導入しました。

③ 学習障害の理解と指導

学習障害の児童・生徒に対する指導・支援方法に特化した研修を実施しました。

（方向性3）「共生社会の実現」に向け、行政・学校・保護者・関係機関の連携の強化を進めます。

① 相談対応による学校への助言・支援

就学相談・転学相談を利用した児童・生徒については、学校への申し送りをおこない、相談の中で本人や保護者と共有した学校生活における課題等について、就学支援ファイル等を活用し学校と共有することで、スムーズな学校生活への移行を進めました。

② 就学相談等の充実

相談申込者の利便性や対応内容の統一化を図るため、新たに作成した就学相談等の説明動画を事前に視聴したうえで申し込む方式に変更し、その他にも保護者との面談や関連機関との情報共有など、相談業務の充実を図りました。

第2章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題

③ フォローアップ相談の充実と改善

令和6年度より、フォローアップ相談の2年目以降の児童・生徒について、家庭として相談のニーズがある場合には、「発達・教育初回相談窓口」につなぎ、相談の主訴に応じた継続した相談を実施できる教育相談室・発達支援室へ引き継ぐシステムに変更し、教育と福祉が連携した切れ目のない継続的な相談の仕組みとしました。

④ 特別支援教室の判定会の充実

特別支援教室の指導延長・退室の判定会では、審議テーマを設定し、指導延長が数年続く場合などの事例を丁寧に審議する仕組みを整えました。

⑤ わかりやすい特別支援教室の啓発活動

令和4年度から、「特別支援教室入退室のご案内」を保護者へ向けて配布しました。

⑥ 特別支援教育の理解・啓発

令和5年度教育支援フォーラムにおいて「第二次多摩市特別支援教育推進計画の進捗」のテーマで講演を実施しました。

⑦ 児童・生徒の相互理解の意識の醸成

ESDの推進や人権教育の一つとして、児童・生徒に対して、特別支援教室の見学・体験、また特別支援学校との交流活動の時間を設けるなどをおこない、相互理解の意識を醸成しました。

⑧ 教育と福祉の連携による相談対応

「発達・教育初回相談窓口」の周知が進み、主訴に応じた適切な相談機関での対応や相談機関同士での情報の共有や支援方針の検討をおこなうことで、より支援の幅を広げて相談対応ができるようになりました。

⑨ 未就学期からの切れ目のない支援の充実

保幼小連携研修を通して就学前機関と就学先との交流などを充実させました。

（方向性４）特別支援教育推進のための環境整備について検討を進めます。

① 中学校の特別支援教室の充実

中学校の特別支援教室は1校の拠点校を中心とした巡回での指導に取り組み、先行した小学校の特別支援教室担当教員と連絡会等を通じて情報共有しながら、生徒一人ひとりの学校生活での様々な課題に対する支援をおこないました。

② 学びの場の整備

特別支援学級の設置校における学級数の増加を予測し、教育委員会内で連携しながら物理的環境整備などを進めてきました。環境整備の検討の中で、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級への入級希望の増加を踏まえ、聖ヶ丘中学校に令和8年4月予定で開設することとしました。

第2節 課題

① 指導のための計画へ児童・生徒の意見を反映すること

個別指導計画は、児童・生徒一人一人の実態を把握して適切な指導をおこなえるように作成し、学校生活支援シートは、児童・生徒の学校生活を充実したものにするため、家庭と学校、相談機関等が、児童・生徒をどのように支えていくかを話し合い、共有するために作成するものです。いずれも、児童・生徒のが目指す将来像へ向かって、支援・指導の方針が共有できるために作成されるものであり、内容には児童・生徒の希望が反映されることが必要です。

② 個別指導計画等の活用と見直しのために教員研修を充実させていくこと

個別指導計画や学校生活支援シートの作成については、好事例を共有するなどの研修機会を整え、作成することは進んでいます。今後は、個別指導計画等を生かした実践と必要時に見直しをおこなうことが必要であり、研修内容の充実を図ることが必要です。

③ 教員の専門性の向上を支える仕組みを整えること

教員の特別支援教育の視点を含めた指導力・専門性の向上、教育方法・内容の充実と教員を支える学校の体制が必要です。特別支援教育が、すべての特別な支援を必要とする児童・生徒に対して実施するものであることを踏まえ、巡回相談や授業相談などの研修の充実を図り、専門的な立場からの支援や助言をより一層増やしていくことが重要です。

④ 市民や教員等への周知・啓発をおこなうこと

共生社会の実現を目指して、特別な配慮が必要な児童・生徒に対する支援の必要性の理解を広めていくことは今後も継続して実

施していく必要があります。

⑤ 必要な支援を引き継いでいく仕組みづくりをすること

上級学校へ進む際に、これまでの支援・指導などについて、引き継がれていく仕組みを作る・ツールとして活用することは、引き続き必要な支援を受けて、教育活動をスムーズに進めるにあたって必要です。そのためのツールの活用について、さらに周知・理解を深める取り組みが必要です。

⑥ 多様な学びの場を整えていくこと

少子高齢化が急速に進んでいる多摩市において、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を追求するためには、特別支援学級の規模や配置などについては、今後もひきつづき検討し、教育的視点をもって取り組む必要があります。

コラム（学校での取り組み例などを予定）

作成中

第3章

実態把握から見える多摩市の特別支援教育の現状と課題

第1節 多摩市の特別支援教育についてのアンケート

目的 次のことを目的として、多摩市の特別支援教育についてのアンケートを取りました。

- ① 第三次多摩市特別支援教育推進計画に盛り込んでいく重要なポイントである「合理的配慮」などについて、市の実態をとらえ、計画に盛り込む際の根拠・背景としていきます。
- ② 多摩市の特別支援教育を受けている児童・生徒の保護者が、特別支援教育に関連してどの程度理解があるのか、を確認します。

対象

- ① 特別支援教室利用児童・生徒の保護者
- ② 難聴・言語通級指導学級利用児童の保護者
- ③ 特別支援学級在籍児童・生徒の保護者

方法

選択式及び自由記述式による質問紙アンケート調査。ただし、同内容をロゴフォームでも回答できるように二次元コードを添付。回収は、ロゴフォーム、郵送、学校または教育センターに持参。

第3章 実態把握から見える多摩市の特別支援教育の現状と課題

調査期間

令和6年6月21日から令和6年7月16日まで

アンケート項目

- ・基本情報（校種、学級種）
- ・学校での個別的な配慮について
- ・合理的配慮について
- ・指導内容等について

回収率

配布数：1,012 回答数：347 回収率：34.2%（特別支援学級：51.9%、特別支援教室（難聴・言語含む）：48.1%）

用語の定義

＊アンケートの中で、以下の用語について定義を明示した上で回答を得ました。

【合理的配慮】

お子さまが学校生活を送る上で、課題と感じていることについて、本人・保護者と学校の意見を一致させておこなわれる解決策です。この合理的配慮を得るためには、①保護者・本人が申し出て、②課題の解決のためにできること・できないことを学校と一緒に考え、③学校と対話を重ね一緒にあって解決策を導き出す、ことが必要とされています。

第3章 実態把握から見える多摩市の特別支援教育の現状と課題

【個別指導計画】

児童・生徒一人一人の実態を的確に把握して適切な指導をおこなえるように、指導目標、指導内容、指導方法を明確にしたものです。保護者やお子さまの願いを踏まえて作成した「学校生活支援シート」という支援計画を基に作成し、作成後は、定期的に実施状況の振り返りや見直しをおこないながら、適切な指導や必要な支援を進めることが大切とされています。

【交流及び共同学習】

特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒が共に活動したり学習したりすることです。お互いに尊重し合いながら豊かな人間性を育むことを目的とする“交流”の側面と、教科等の学習のねらいの達成を目的とする“共同学習”の側面がありますが、二つの面を分けずに合わせて取り組むことが大切とされています。

アンケート結果（一部抜粋） ＊全22問中一部を抜粋

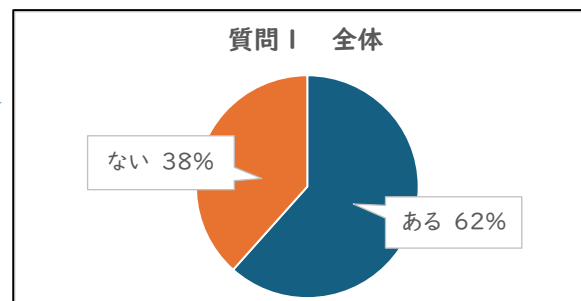
（1）学校での個別的な配慮について

質問Ⅰ これまでに（在籍以来）学校が、学級全体への指導や支援とは

別にお子さまに対する具体的な配慮（以下、配慮）をしたことはありますか。

アンケートで出た「個別的配慮」の一例

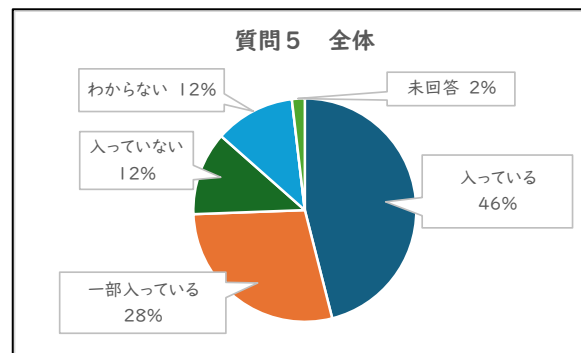
- ・座席の配慮
- ・声掛けの工夫



学校に個別的な配慮を
してもらったことがある
と回答したのは62%で
した。

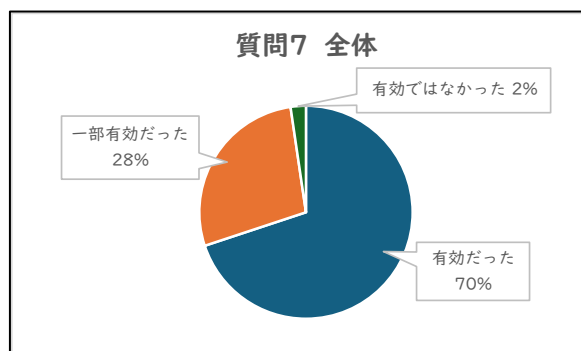
第3章 実態把握から見える多摩市の特別支援教育の現状と課題

質問5 そのやりとりの中にお子さまの意見は入っていると思いますか。



個別的な配慮に子どもの意見が入っている・一部入っていると回答したのは74%でした。

質問7 学校とのやりとりで決めた配慮は、お子さまへの支援に有効でしたか。



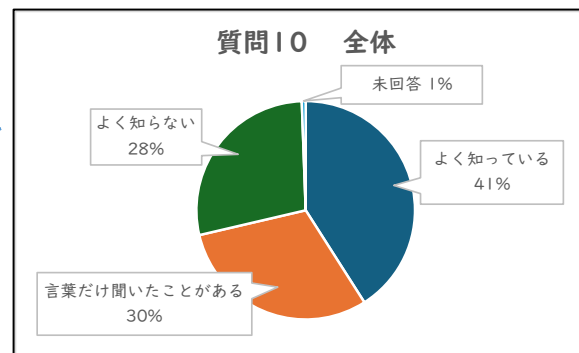
配慮が有効であった・一部有効だったと回答したのは98%でした。

(2) 合理的配慮について

質問10 「合理的配慮」について、どのくらい知っていますか。

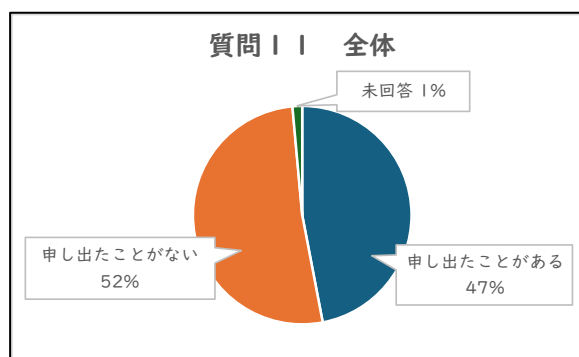
アンケートで出た、「合理的配慮」の一例

- ・テニスボールを机や椅子の脚に履かせ音を抑制
- ・黒板横の掲示物を少なくし、視覚的な情報量を調整
- ・ICT の活用
- ・書字の課題がある場合に試験時間の延長
- ・読字の課題がある場合にルビをふる



合理的配慮について、よく知らない28%、言葉だけ聞いたことがある30%であり、合わせると58%でした。

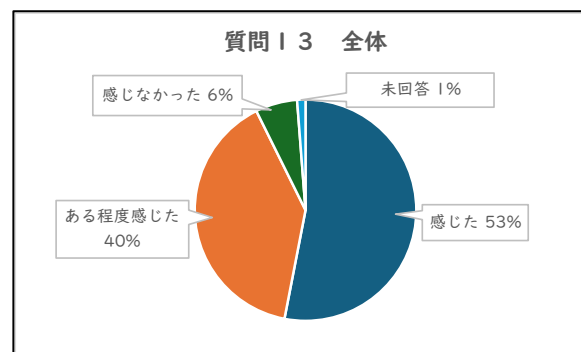
質問11 お子さまが「合理的配慮」を得られるように保護者から申し出たことはありますか。



合理的配慮を申し出たことがあると回答したのは47%、申し出をしたことがないのは52%でした。

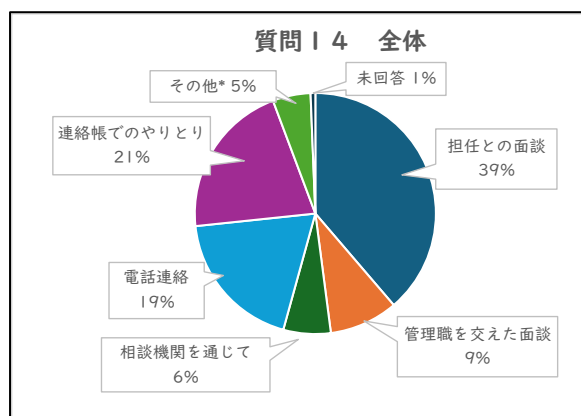
第3章 実態把握から見える多摩市の特別支援教育の現状と課題

質問13 申し出たことについて、学校と対話を重ねられたと感じましたか。



合理的配慮に対話が重ねられたと感じた保護者は53%でした。

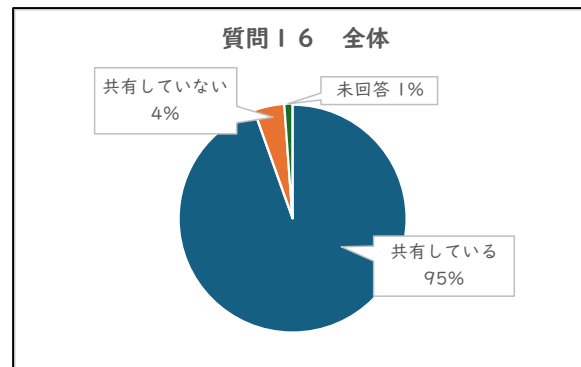
質問14 申し出たことについて、学校とどのような場でやり取りがおこなわれましたか。



合理的配慮の申し出について、担任との面談の中でのやり取りが39%と最も多く、管理職も交えて行われたのは9%でした。

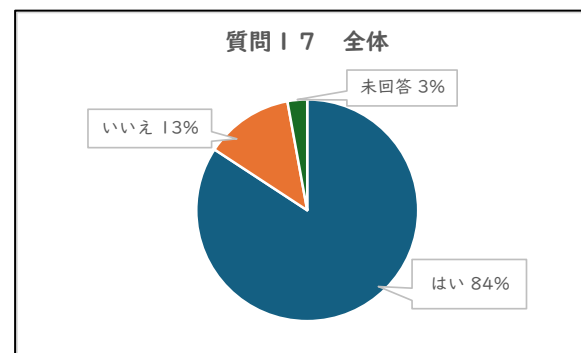
(3) 指導内容等について

質問16 学校が作成した個別指導計画は、保護者と共有されていますか。



個別指導計画は95%が保護者と共有されていました。

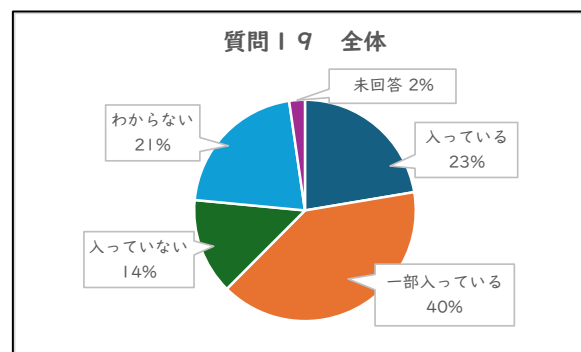
質問17 個別指導計画は、学校生活の中でどのような指導や支援がおこなわれるか、具体的にイメージできるものですか。



個別指導計画は84%が具体的な指導や支援のイメージができると回答がありました。

第3章 実態把握から見える多摩市の特別支援教育の現状と課題

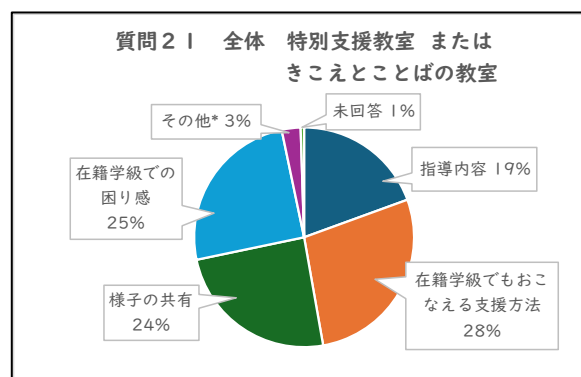
質問19 個別指導計画について、お子さまの意見はどのくらい入っていると思いますか。



本人の意見が入っている23%、一部入っていると回答したのは40%、合わせると63%で半数以上でした。一方、入っていないと回答したのは14%でした。

質問21 (特別支援教室またはきこえとことばの教室利用の方)

特別支援教室と在籍学級の間で、どのようなことを共有したり、調整したりしてほしいですか。
特に大切だと思うものを選んでください(複数回答可)。



特別支援教室と在籍学級の間では、「在籍学級でもおこなえる支援方法」を共有したり調整してほしいと望む回答が28%と最も多かったです。

第2節 高校生等グループミーティング

特別支援教育を経験した高校生等グループミーティングでの意見交換の様子

令和6年8月7日(水)参加者：高校生等3名（小学校又は中学校で多摩市特別支援教室等を経験）、市職員

★特別支援教育では どんなことをしていましたか？

- ・グループ活動や個別活動がありました
- ・どう行動すべきかといった道徳的なことをやりました
- ・ボードゲームや将棋・バランスボールは楽しかった
- ・低学年の時は、字を書く練習などしました

★特別支援教育を受けていた時の 気持ちはどうでしたか？

- ・自分にとっては必要なことと思っていた
- ・親に言われ通い始めたので、疑問に思うことはなかった
- ・通ってない子に体験してほしい
- ・教室に行って遊んでいるのでしょうか？と言われた。
みんなに知って欲しい。

後輩に
一言

小学校から中学校にあがると焦っちゃうかもしれないけど、焦らずマイペースで大丈夫！ 近くの大人に頼ってすごく良かったから、早いうちから頼った方がいいよ。
周りと比較して自分が浮いていると思わなくていいよ。文句を言いたい奴には言わせておけ。友人関係は難しいけど誰かと仲良くなれるから、仲良くなった人に思いやりをもって、そんな友だちを大切に！

★どんな特別支援教育だったら いいなと思いますか？

- ・みんなに何をしているか知って欲しい。
- ・全部の学校に教室があるといい
- ・学校のきまりはなくていいものもある（全校集会はじっとできなくて苦手）

- ・自分の意見を尊重してくれて、将来の夢や目標ができた
- ・先生たちが自分のためにやってくれていたんだと後で気付いた
- ・上手いかないときに気持ちの切り替えができるようになった
- ・人の前にも立てるよと言われて自信になった

★高校生の今の自分に どんな風に役立っていますか？



第3節 現状と課題

① 個別的配慮について

児童・生徒が学校生活を送る上で必要な個別の配慮をしてくれた学校の割合は小・中合わせて半数以上あり、その配慮内容の具体は「板書量を減らす」「宿題を減らす」等であり教育的配慮と思われる内容がほとんどでした。また、配慮内容が児童・生徒にとって有効だったと感じた割合は98%であり、その配慮に児童・生徒の意見が入っているという回答は74%でした。配慮は児童・生徒が学校生活を送る上での困難さを解決するための必要な支援の一つです。配慮を実施するにあたっては児童・生徒や保護者との対話が重要です。この対話のプロセスを経る中で、「子ども(自分)の意見を取り入れてもらえた」、「子ども(自分)の困り感を理解してもらえた」という実感を得ることが、家庭との信頼関係を築くことや児童・生徒が学校生活を送る上での自信につながっているという回答もありました。このように「意見」を反映させた配慮が児童・生徒にとって有効であることがわかりました。

② 「合理的配慮」や特別支援への理解・認知について

合理的配慮について「言葉だけ聞いたことがある」「よく知らない」の回答を合わせると58%で、合理的配慮の理解が進んでいるとはいえない実態でした。

また、高校生等グループミーティングでは、「特別支援教室のことを友達が理解して欲しい気持ちがあった」と語られ、学校内の理解を進める仕組みづくりの必要があります。

③ 「合理的配慮」の申し出について

「合理的配慮を申し出たことがない」と回答したのは52%であり、半数以上が申し出ていませんでした。合理的配慮の申し出

から決定までのプロセスについて、理解と周知が十分でないことも一つの要因として、申し出が半数以下になったのではないかと考えられます。合理的配慮の決定に至るプロセスや合理的配慮の内容について、さらに周知・啓発を図り、よりよい合理的配慮の提供をおこなっていく必要があると考えます。

また、「申し出た配慮についての対話が重ねられたと感じた」との回答は53%でした。合理的配慮を申し出る際に、保護者が学校へ「お願いした」、「依頼した」、「配慮を求めた」、また、「書面で渡した」という記載が多く、学校と対話をした結果、合理的配慮がおこなわれた記載は少なかったです。

合理的配慮においては、対話を重ねることで、解決策を導き出すことが必要であるため、このようなプロセスを構築する仕組みを作っていくことや、合理的配慮決定のプロセスの周知を図っていくことが必要です。

④ 申し出た合理的配慮の具体的な内容や保護者・学校のやり取りの方法について

小学校では、「イヤーマフをつける」、「宿題を減らす」、「座席の配慮」、「板書量を減らす」等学校生活の本人への教育的配慮が多くありました。

中学校では「学校行事の参加の仕方」「苦手な科目の参加の仕方」「数学の時の計算機の利用」等があり、小学校よりも本人の特性を補完するものへの配慮の内容が多くありました。

「合理的配慮についてどのような場でやり取りがおこなわれたか」について、最も多いのは「担任との面談」で39%を占めていました。「管理職を交えた面談」は、わずか9%でした。管理職が面談に入ることによって、より広い視野で合理的配慮について考えることができたり、合理的配慮の決定について円滑に進めることができたりすることが考えられますが、アンケートの結果では、管理職を交えた面談が十分に実施されていないことがわかりました。合理的配慮は、担任だけで決定されるものではなく、管理職を含めた学校組織として決定し、配慮が継続・見直しされていくことが重要です。

以上のことから合理的配慮と教育的配慮の違いや合理的配慮を申し出る方法について理解が十分ではなく、また、合理的配慮を申し出てよいものなのかという葛藤を抱えているのではないかと推察されます。

⑤ 指導内容等について

個別指導計画は95%が保護者と学校で共有されており、その内容は「具体的な支援がイメージできるものである」と84%が回答しています。引き続き、個別指導計画の中で合理的配慮を含めた具体的な支援を明確に記載していくことは重要であり、合理的配慮を校内支援委員会等で組織的に決定していく仕組みづくりが必要です。

一方で、個別指導計画は支援についてイメージできるものであると回答しつつも、その個別指導計画に児童・生徒の意見は、「一部入っている」、「入っていない」を合わせると54%になりました。発達段階によって、児童・生徒の意見の反映の困難さもありますが、児童・生徒の困り感の解決に向けて、できる限り児童・生徒の意見を反映した個別指導計画の作成になるような、作成過程が必要です。

特別支援教室と在籍学級との間では、「在籍学級でも行える支援方法を共有してほしい」という回答が28%と最も多かったことから、教員間での連携や支援の継続性が求められていることがわかりました。発達障害等のある児童・生徒はすべての学校に在籍しているものと推察され、児童・生徒が抱える学習上又は生活上の困難さに対応し、その改善・克服に向けた特別の指導を受けられる体制を構築していくために、特別支援教育がすべての学校で実施され、その理解を促していく必要があります。

第1節 基本理念

基本理念

子どもたちを包み込み、その先の未来へ

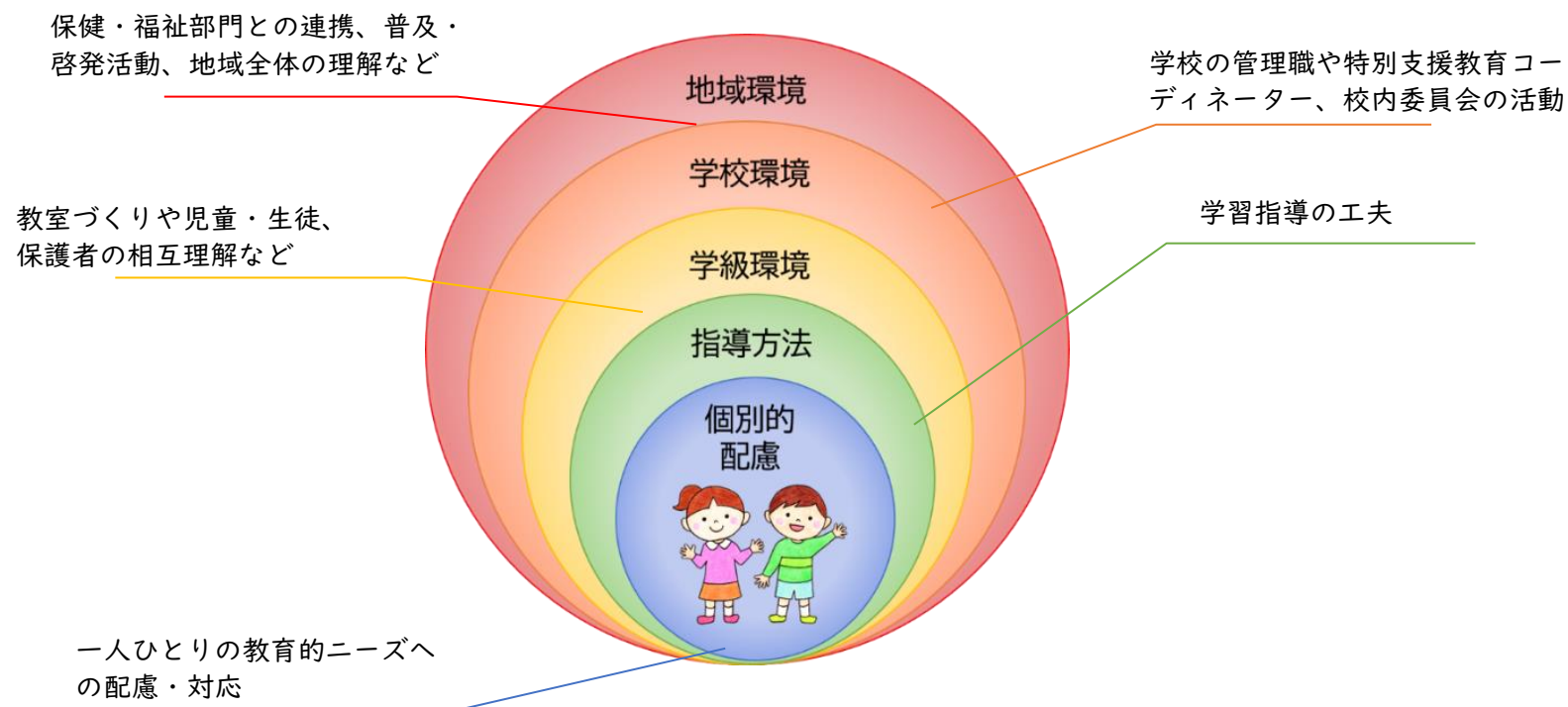
本計画では、基本理念を「子どもたちを包み込み、その先の未来へ」と定めます。

この理念は第二次計画のサブタイトルであり、特別支援教育において、これまで重視されてきた個人の中の成長(個人因子)を促す教育だけでなく、本人を取り巻く環境(環境因子)を整えることで、個人の成長を促す教育の考え方に基づいています。このことは子どもたちを包み込み、支援していくものであり、多摩市教育委員会はこの考え方を第三次計画でも継承していきます。

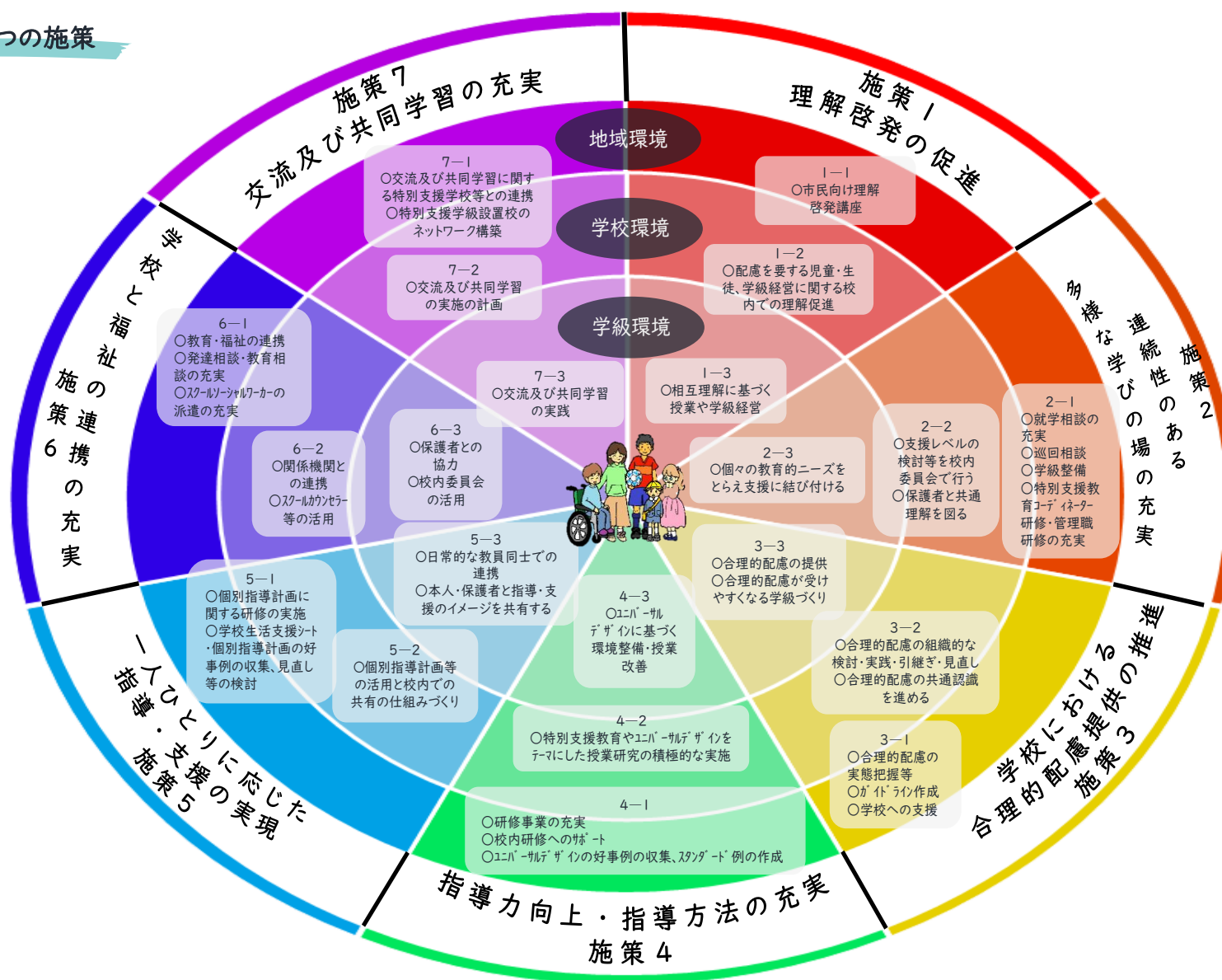
さらには、子どもたちが、環境因子に包み込まれる中で得た、「できた」「わかった」という自信や「これがあればできる」という支援を得る力をもって、将来の自立と社会参加に向けて進んでいき(=その先の未来へ)、これからの共生社会に生きる大人になってほしいという私たちの思いが込められています。

子どもたちを「包み込む」とは

本計画では、基本理念にある「子どもたちを包み込む」ことを下の図のように考えます。子どもたちをまんやかに、学級・学校・地域の3つの層でのそれぞれの取り組みが相互に関連しながら外側の層が内側の層や子どもたちを抱える（＝機能する）ことで、子どもたちは安定した学びの環境で成長していくことができます。



第2節 7つの施策



前ページの図は、7つの施策と関連する具体的な取り組みについて、前節で述べた子どもたちを包み込む、地域環境、学校環境、学級環境の各環境の層との関連を視覚化したものです。この図によって、児童・生徒は、一番身近な環境である学級環境に包み込まれ、学級環境はひとつ外側の学校環境に包まれることで機能し、学校環境はさらに外側の地域環境に包まれることで機能することを表現しています。

＊施策が7つであること・それぞれの施策は明確な境界がなく連続して進めていくというイメージから虹色にしました。それぞれの施策が連続しているさまを表現し、一つの色が次第に別の色に変わっていくように施策が連続していることを表現しています。

施策1 理解啓発の促進 → 特別支援教育等に関する市民向けの理解啓発講座を実施するなど、児童・生徒・保護者を含めた市民全体が、相互に理解を深め互いに尊重し合うことができるよう取り組みます。

施策2 連続性のある多様な学びの場の充実 → 就学相談や巡回相談等の充実を図ることで、システムの充実を進めていきます。

施策3 学校における合理的配慮提供の推進 → 学校の管理職のリーダーシップの下で、児童・生徒が必要な合理的配慮を受け充実した学校生活を送れるよう取り組みます。

施策4 指導力向上・指導方法の充実 → ユニバーサルデザインを取り入れた学級環境や授業改善等を通して、どの児童・生徒も安心して楽しく学べるよう取り組みます。

施策5 一人ひとりに応じた計画的な指導・支援の実現 → 児童・生徒の支援・指導の基盤となる学校生活支援シート及び個別指導計画を、より効果的に活用できるよう検討を進めます。

施策6 学校と福祉の連携の充実 → 相談機関の周知や福祉との連携等を図りながら、誰もが安心して相談できるよう取り組みます。

施策7 交流及び共同学習の充実 → すべての児童・生徒が共に学び合い成長できるよう、特別支援学校のセンター的機能も活用しながら交流及び共同学習の充実に取り組みます。

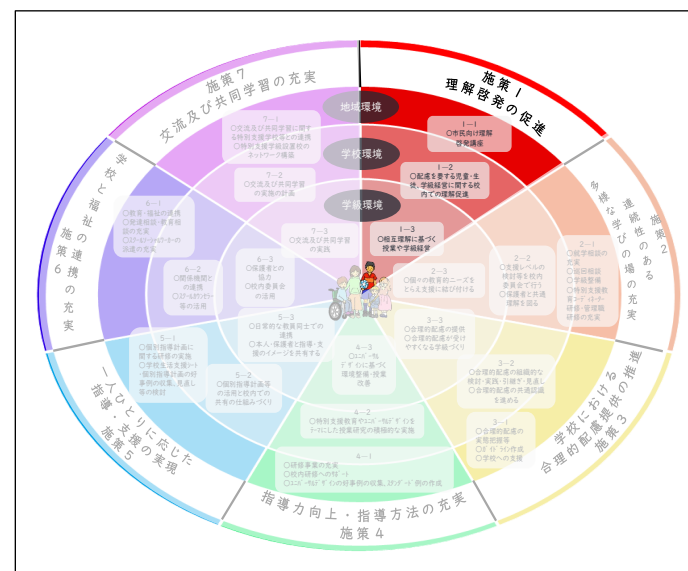
第3節 具体的な取り組み

施策Ⅰ 理解啓発の促進

これまで本市では、障害福祉課発達支援室が主催する「多摩市発達障害理解啓発講座」において、「ことばの発達に関すること」や、「特別な支援を要する学齢期の児童に関すること」などをテーマに、障がいのある幼児・児童・生徒等への理解啓発等を行ってきました。第二次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題及び、実態把握によって明らかになった課題等も踏まえ、引き続き本計画においても、障害の有無に関わらず誰もが共に生きていく社会を実現するため、様々な講座・研修を継続・充実させていくとともに、講座内容等を市立小・中学校とも共有し、学校現場へも講座実施の成果・効果が波及するよう努めます。

また、就学前から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へと学校種が変わる際に、それまでの支援が引き継がれていくようにするためのツールの活用についても、さらに周知をすすめます。

成果指標	目標値
理解啓発講座等の開催	年1回以上



第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
Ⅰ 理解啓発の促進	地域	Ⅰ-Ⅰ 配慮を要する児童・生徒への支援や関り方等に関する市民向け理解啓発講座開催やパンフレット作成(教育センター、子ども・若者政策課、児童青少年課、障害福祉課、発達支援室)				
	学校	Ⅰ-Ⅱ 職員会議や校内研修等を活用し、配慮を要する児童・生徒や学級経営に関する校内での研修や理解啓発・理解促進を行う				
	学級	Ⅰ-Ⅲ 相互理解に基づく各教科等の授業の実施や学級経営に努める				
		【例】 ○総合的な学習の時間等で探究課題として福祉の視点を取り上げ、「障害理解」に関して理解を深める。 ○特別活動や道徳等の授業場面で相互理解に基づく指導を行う。 ○障害福祉課作成の「こころつながり・はんどぶっく」を活用して障害理解等を深める指導を行う。				

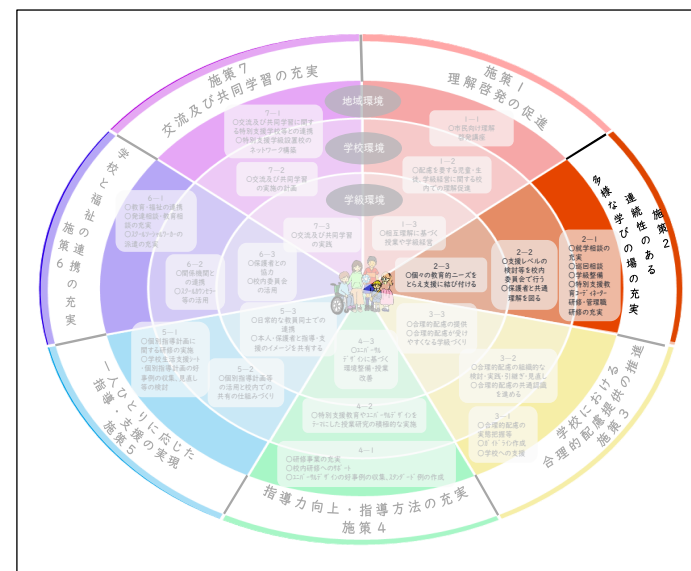
第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

施策2 連続性のある多様な学びの場の充実

本市では、これまでも特別支援教育マネジメントチームが中心となり就学・転学相談を進めてきました。近年、発達障害等の理解・周知が進み、特別な支援・指導を希望する児童・生徒や保護者が増加傾向にあり、就学相談開始時期を早めたりするなど状況に応じて改善を図っていきました。そうした中、本計画では、学校での特別な支援・指導をスムーズに開始できるよう、時代のニーズに応じながら、さらなる相談体制の充実に努めていきます。また、相談の中で明らかとなった児童・生徒にとって必要な支援等を就学予定先に引き継ぎ、学校内での指導や支援において、学校を支援するための専門家による巡回相談もさらに充実させていきます。

また、相談の流れ等を市内小・中学校へも十分周知し、学校における校内委員会での特別支援教育に関する検討等に生かすことができるようにします。

特別支援学級の整備については、令和8年度に多摩市立聖ヶ丘中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が新設となります。今後も、市内の児童・生徒数の推移やニーズを把握しながら教育的視点をもって検討を続けていきます。



成果指標	目標値
(市)巡回相談の申し込み学校数	全 26 校

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
2 連続性のある多様な 学びの場の充実	地域	2-1 就学相談体制の充実(教育センター)				
		2-1 (都・市)巡回相談の周知・充実(教育センター)				
		2-1 特別支援学級の整備等について、今後のニーズの変化を捉えながら検討(教育センター、学校支援課、教育振興課、教育指導課)				
		2-1 特別支援教育コーディネーター研修や特別支援教育管理職研修の継続と充実(教育センター、教育指導課)				
	学校					
		2-2 特別支援教室利用についての支援レベルや転学等の検討を校内委員会で確実にを行う				
		2-2 教育的ニーズに関して保護者と学校とが共通理解を図る				
	学級					
		2-3 児童・生徒の個々の教育的ニーズをとらえ、校内での必要な支援の検討に結びつける				

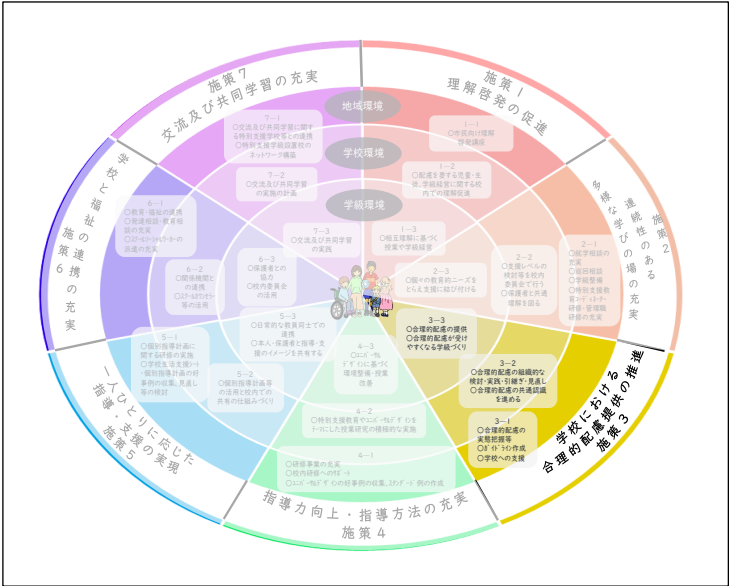
第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

施策3 学校における合理的配慮提供の推進

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）において合理的配慮の提供が求められるようになりました。実態把握の中では、児童・生徒・保護者は学校に対して配慮を申し出たことがあるのは半数であり、合理的配慮については周知が十分とは言えない状況です。さらに、合理的配慮の提供を求める側も提供する側も、決定までのプロセスやその根拠の理解が十分ではない現状があります。これまでも全教員に対し合理的配慮等の周知をおこなってきたところですが、本計画では、学校における合理的配慮決定のプロセスや根拠等をさらに周知・啓発したり、ガイドライン等作成したりして、市内の児童・生徒の誰もが充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでいきます。

成果指標	目標値

※成果指標を数値で図ることが難しいため設定しない



第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
3 学校における合理的 配慮提供の推進	地域	3-1 学校にお ける合理 的配慮に 関する実 態把握 (教育セ ンター)	3-1 学校における合理的配慮に関す るプロセスや根拠等の周知・啓 発(教育センター)		3-1 学校における合理的配慮提供 のガイドライン作成(教育センタ ー、障害福祉課)	
						3-1 合理的配慮決定 専門家チームの 検討
						3-1 学校における合 理的配慮提供に ついての助言・支 援(教育センタ ー、障害福祉課)
	学校	3-2 校内委員会を中心とした合理的配慮の組織的な検討・実践・引継ぎ・見直し				
		3-2 学校内での合理的配慮の共通認識を進める				
	学級	3-3 お互いを認め合い支え合う中で、合理的配慮が受けやすくなる学級づくり・授業づくり				
		3-3 組織的に特別支援教室等と教科担任・学級担任が連携を図りながら、合理的配慮を提供する				

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

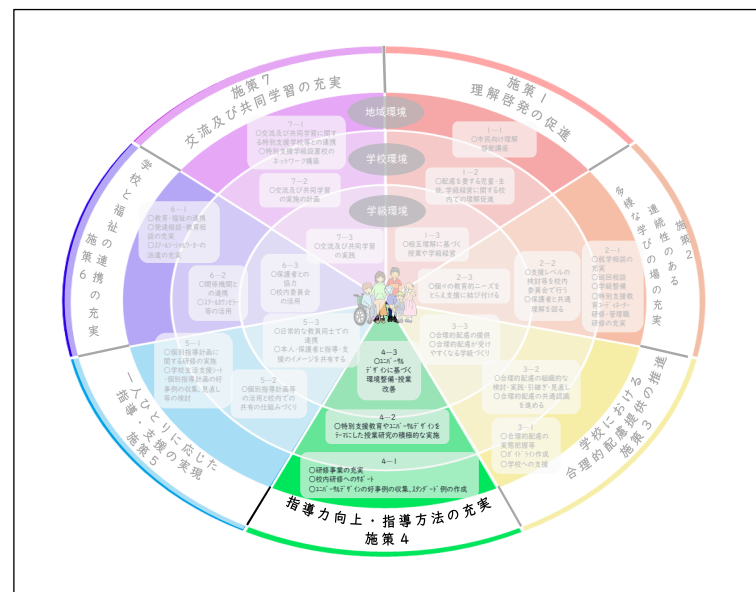
施策4 教員の指導力の向上・指導方法の充実

本市では、これまでも教員の指導力の向上や指導方法の充実のため、東京都立特別支援学校のセンター的機能等を活用した授業相談や、特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級への研修、講師招へい支援を行い、教員が特別支援教育やユニバーサルデザイン等に関する専門的な助言を受けられるようにしてきました。

ユニバーサルデザインとは、「調整または特別な設計をすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。」と定義されています。そのため、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のための手法として様々な分野で取り入れられています。このユニバーサルデザインの視点を授業や学級・学校環境に利用することで、誰にとってもわかりやすい環境が整えられると考えます。第二次計画では、まずは教職員が使用する学校用パソコンにユニバーサルデザインフォントを導入し、作成したプリントや掲示物等の可読性、視認性、識別性を高めることに取り組みました。さらに、各校では校内研究等でユニバーサルデザインの手法を用いた授業づくりなどをテーマに取り組んでいる実態もあります。

本計画でもこれらの支援を継続・充実させることで、すべての小・中学校、教員にその効果を波及させ、すべての教員の特別支援教育等に関する指導力の向上や指導方法の充実を図り、すべての児童・生徒誰もが安心して学習に取り組むことができるようにしていきます。

成果指標	目標値
授業相談・講師招へい申し込み学校数	全 26 校



第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

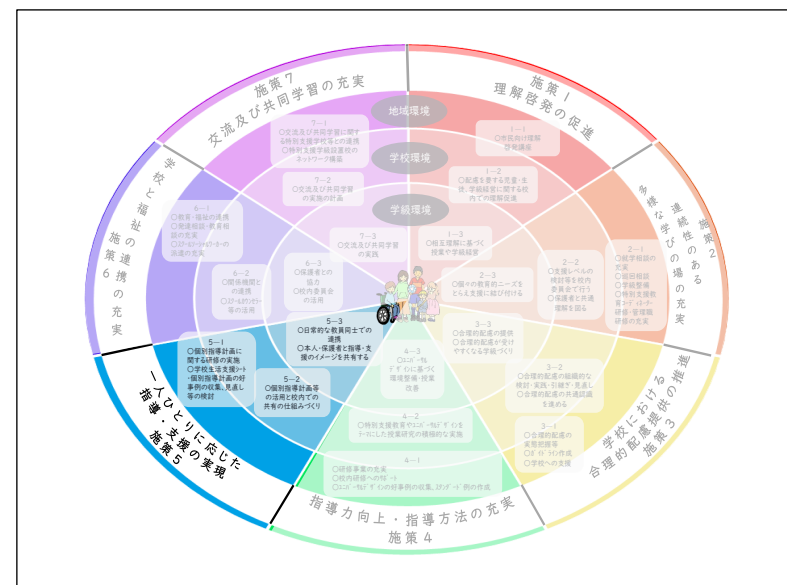
施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
4 教員の指導力の向上・ 指導方法の充実	地域	4-1 特別支援学校のセンター的機能等を活用した授業相談の充実（教育センター）				
		4-1 特別支援学級等への研修講師招へい支援（教育センター）				
		4-1 専門性向上に関する研修の実施（教育センター、教育指導課）				
		4-1 特別支援教育やユニバーサルデザインに関する校内研修等への助言・支援（教育センター）				
			4-1 学校におけるユニバーサルデザインの好事例の収集・提供（教育センター）		4-1 学校におけるユニバーサルデザインのスタンダードの作成・提示（教育センター）	
	学校	4-2 特別支援教育やユニバーサルデザインをテーマにした校内研修や授業研究の積極的な実施				
		4-2 授業相談や、特別支援学級等への研修講師招へい支援の活用				
	学級	4-3 ユニバーサルデザインの手法に基づく環境整備・授業改善の実施				

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

施策5 一人ひとりに応じた指導・支援の実現

本市では、特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の児童・生徒の学校生活支援シートと個別指導計画を全校で作成しています。実態調査では、個別指導計画について、特別支援教室での支援方法を在籍学級で生かされることを望む声が多くありました。また、個別指導計画作成にあたって児童・生徒の意見が入っていない・わからない実態もありました。そのため、本計画では、個別指導計画の内容を見童・生徒一人ひとりに応じたものにするとともに、学校生活支援シートや個別指導計画に児童・生徒本人の思いや願いが反映されること、不断の検討・見直しを行い、特別支援学級と在籍学級との日々の連携や進級・進学時に確実に引き継がれること等、学校生活支援シートや個別指導計画、また支援継続ツールなどを日々の支援・指導においてより一層活用していくことで、児童・生徒・保護者との教育的ニーズの共有を図っていくことを目指します。

成果指標	目標値
特別支援学級設置校ネットワーク連絡会 (仮称)の開催	年1回以上



第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

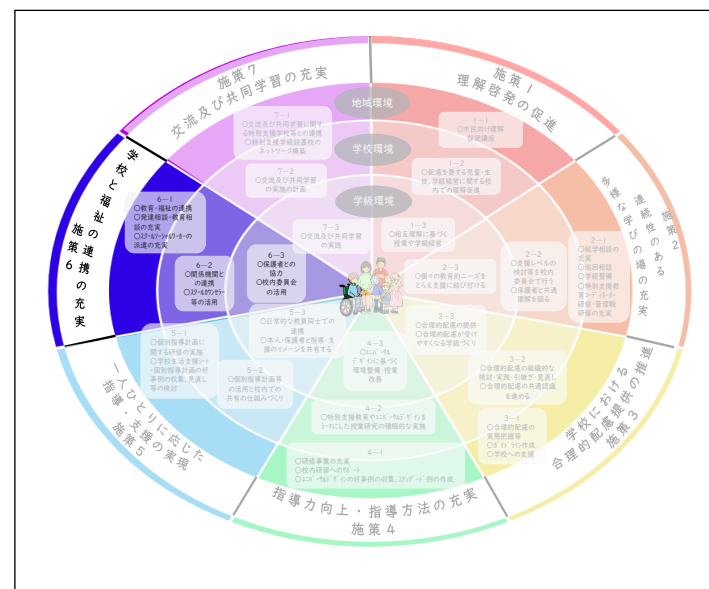
施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
5 一人ひとりに応じた 指導・支援の実現	地域	5-1 特別支援学級設置校のネットワーク構築（教育センター）（7に再掲）			5-1 学校生活支援シート・個別指導計画の好事例の整理・見直し（教育センター）	
		5-1 学校生活支援シート・個別指導計画の内容や活用の好事例の収集と学校への共有（教育センター）				
		5-1 初めて特別支援学級等を担当する教員研修等で、個別指導計画作成等に関する研修の実施（教育センター）				
	学校	5-2 児童・生徒や保護者の意見を反映させた、学校生活支援シート・個別指導計画の作成と定期的な見直しを進める				
		5-2 校内委員会など様々な場で個別指導計画等を活用し、支援方法を校内で共有する仕組みの検討				
		5-2 校内委員会や校内研修を通じて好事例を共有し、児童・生徒に応じた指導・支援に生かす				
		5-3 日常的に教員同士で連携を図り、個に応じた指導・支援を実践する				
	学級	5-3 学校生活支援シート、個別指導計画について、本人・保護者と成長を確認し、指導・支援のイメージを共有する				

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

施策6 学校と福祉の連携の充実

本市では、「発達・教育初回相談窓口」の設置をはじめ、教育と福祉の連携による一体的な相談体制の取組を進めてきました。このことにより、相談者にとってわかりやすい窓口となり、スムーズに適切な相談機関につなげられるように取り組んでいます。また、地域には様々な相談機関や子どもたちの居場所があり、それぞれの相談機関がお互いの相談機能や役割を把握・共有し、有機的につながることが重要だと考えます。児童・生徒や保護者の抱える課題解決のために、様々な相談機関が適切な相談対応を行っていただけるよう、今後も、教育と福祉の連携を推進します。また、教育と福祉の連携を強化することで、児童・生徒や保護者等への相談支援を充実させ、児童・生徒がのびのびと学校生活を送れるよう努めます。

成果指標	目標値
就学支援シートの活用件数の割合	30%



第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

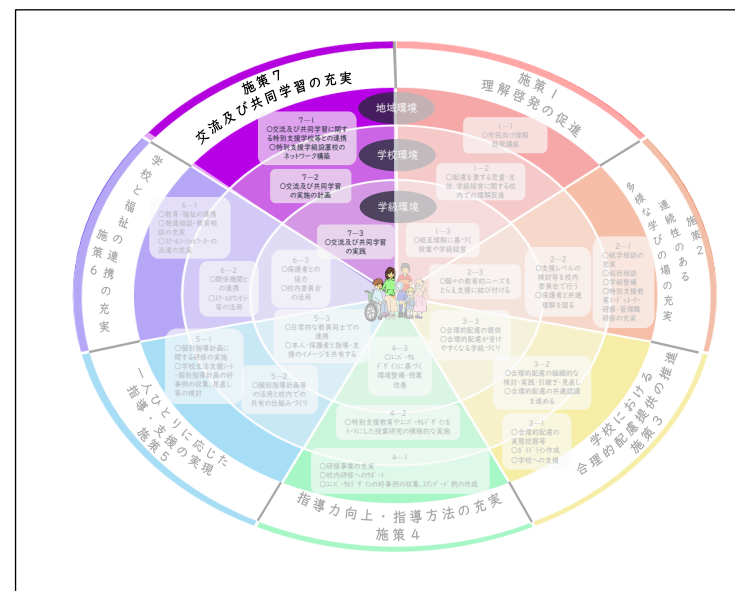
施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
6 学校と福祉の連携の 充実	地域	6-1 教育と福祉の連携（教育部、関連部）				
		6-1 発達相談・教育相談の充実（教育センター、障害福祉課）				
		6-1 「発達・教育初回相談窓口」の充実・パンフレット等による周知（教育センター、障害福祉課）				
		6-1 スクールソーシャルワーカー派遣の充実（教育センター）				
		6-1 就学支援シートの配布、活用の促進（教育センター）				
		6-1 相談支援に関する研修会の実施（教育センター）				
	学校	6-2 相談機関等との連携を図りながら、特別支援教育コーディネーターを活用しながら校内での教育相談の充実を進める				
		6-2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの校内委員会への出席などでの活用				
	学級	6-3 校内での情報共有と支援方針を明確にするための校内支援委員会の活用				
		6-3 学校生活支援シート等を活用して保護者と協力しながら、関係機関との連携を進める				

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

施策7 交流及び共同学習の充実

交流及び共同学習（用語解説：P●●）は、障害の有無に関わらず、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ有意義な機会であり、共生社会の実現のためにはなくてはならない取り組みです。これまでも特別支援学級設置校では、学校の実情に合わせて取り組んできました。交流や共同学習を実践することで、児童・生徒間でのコミュニケーションの活発化など、お互いを知る機会が増えることでの好影響が図られます。

また、広く特別支援学校と地域の学校との交流といった取り組みもあります。特に多摩市は市内に都立特別支援学校があり、児童・生徒同士の直接交流や、特別支援学校のセンター的機能等を活用した取り組みにおいても、協力体制を構築しやすい環境にあります。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる好事例の収集・提供・活用等を行うことで、校長のリーダーシップの下で行われる交流及び共同学習の取り組みがより充実するよう努めます。



成果指標	目標値
校内での見学・体験会の実施校数	13校

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
7 交流及び共同学習の 充実	地域	7-1 東京都立特別支援学校等と連携した、交流及び共同学習の好事例の収集・提供、助言 (教育センター)				
		7-1 特別支援学級設置校のネットワーク構築(教育センター)(再掲)				
	学校	7-2 交流及び共同学習を推進するための部署を校務分掌等に位置付ける				
		7-2 交流及び共同学習を教育課程に位置付ける				
		7-2 交流及び共同学習の実施を計画する				
		7-2 校内での見学・体験会の実施・充実				
	学級	7-3 交流及び共同学習を実践する				

コラム 学校における合理的配慮とは

文部科学省は、学校における合理的配慮を「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使すること
を確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整をおこなうことであり、障害のある子どもに対し、その状況に
応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡
を失した又は過度の負担を課さないもの」として、定義しています（中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けた
インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月）。また、報告の中で、学校における「合理的
配慮」の観点を下の表の通り、「3観点11項目」でまとめています。

学校における『合理的配慮』の観点 <3観点11項目>		
①教育内容・方法	②支援体制	③施設・設備
①-1教育内容 ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ①-1-2 学習内容の変更・調整	②-1 専門性のある指導体制の整備 ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ②-3 災害時等の支援体制の整備	③-1 校内環境のバリアフリー化 ③-2 発達・障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
①-2教育方法 ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ①-2-2 学習機会や体験の確保 ①-2-3 心理面・健康面の配慮	*これ以外は「合理的配慮」として提供する必要がないというものではなく、「合理的配慮」は、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであることに留意が必要である。	

学校における合理的配慮とは、障害の状態等により、児童・生徒自身の努力だけでは解決できない課題に対し、その状態を解消・軽減し、授業本来のねらいに応じた学習活動に他の児童・生徒と同様に無理なく参加するための配慮や支援をすることです。そのため、学校は、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズはもちろん、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等、当該の児童・生徒の実態把握をおこなう必要があります。これを踏まえて、児童・生徒、保護者と学校と一緒に配慮や支援の方法（合理的配慮）を検討・決定していくこと、すなわち「合意形成」することが重要であり、どのような合理的配慮が必要なのか、具体的に話し合い、双方が納得した上で実施されることが求められます。また、合理的配慮は、一度決めたからといって、その配慮を繰り返し続けるわけではなく、必要に応じて柔軟に見直していくことが重要であることも十分に理解しておく必要があります。そのため、学校でおこなわれる合理的配慮については、その内容を学校生活支援シートに明記することや個別指導計画に活用することが大切です。



他機関との連携

第1節 副籍制度

副籍制度とは

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりを維持・継続できるようにすることが大切であることから、東京都教育委員会で、平成19年度から導入している制度です。

1 多摩市の副籍制度について

令和6年度実績で、市内小・中学校で副籍交流を利用した人数及び副籍の種類、主な交流内容については以下のとおりです。

副籍種類	小学校	中学校	主な交流内容
直接交流	21	7	展覧会、作品展示、運動会、お楽しみ会、合唱祭鑑賞、スポーツ交流、授業への参加 など
間接交流	4	3	自己紹介カードの活用、学校（学年）便りの交換、展覧会への作品展示 など
合 計	25	10	

2 副籍制度の目指すもの

副籍制度が目指すのは、共生社会の実現です。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、
人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指しています。

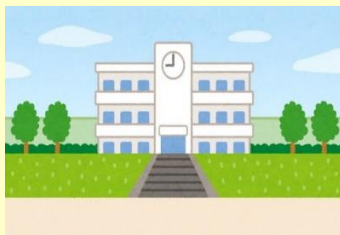


★ 職場では
障がいのある人と障がいのない人が協力し、ともに生き生きと働いている。

★ 公共交通機関では
障がいのある人やお年寄り等に自然と席を譲る場面が見られる。

★ 地域の行事では
障がいのある子どもも、地域の一員として参加でき、障がいのない人々とともに楽しむことができる。

★ 街の中では
障がいのある人が気軽に外出でき、人々が気軽に挨拶し合い、声を掛け合い、自然に手を差し伸べる様子が見られる。



★ 学校では
障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ場面がある。
【交流及び共同学習の推進】

★ 公園では
障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に遊んでいる。



★ 家庭（家族）同士では
障がいのある子どもを育てる家庭と近隣家庭との日常的な交流があり、必要なときに支援を求める（手助けをする）ことができる。
大規模災害の発生時等には、お互いに助け合うことができる。



参考：副籍ガイドブック（改訂版）令和6年2月発行 東京都教育委員会

第2節 医療的ケアを必要とする児童・生徒への対応

1 医療的ケアとは

「医療的ケア」とは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」で、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされています。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続しておこなわれる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療行為を指します。なお、病気治療のための入院や通院でおこなわれる医療行為は含まないとされています。

2 医療的ケアの現状と課題

多摩市では、「多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会」を令和元年度に設置しました。また、「多摩市障がい者（児）福祉計画」の中で医療的ケア児（者）に対する支援体制の構築を掲げ、今後、医療的ケア児（者）に対して関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成・配置について協議の場で検討するとしています。

教育現場である小・中学校でおこなう医療的ケアは、医師の指示に基づいて日常的に継続して保護者が家庭でおこなっている行為で、児童等の主治医が学校においておこなわれることに支障がないと認めたものとし、主治医の指示書に基づき、安全性を十分に考慮した上で実施するものとされています。

現在、医療的ケア児に対し、看護師を在籍校へ派遣して医療的ケアを実施しています。

今後は、医療的ケアに係るガイドラインの策定について組織的に検討し、多摩市立小・中学校に在籍する、日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒に対し、安全で適切な医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、学校における医療的ケア実施の基本的な考え方を示していく必要があります。

第5章 他機関との連携

3 医療的ケアの実施体制の整備

- (1) 教育委員会による学校現場での医療的ケアに係るガイドライン等の策定について検討します。
- (2) 医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全で安心した学校生活を送るための体制整備を進めます。
- (3) 将来の自立と社会参加を支援するため、学校生活のみならず、地域生活における活動及び卒業後の生活の充実に向けて、医療的ケアの内容の変化や実績を学校生活支援シート等に反映させるなど、関係部署との連携の充実を図ります。

4 関係機関等との連携

- (1) 就学後、必要な医療的ケアが市立小中学校において適切に実施されるよう、特別支援学校のセンター的機能と連携します。
- (2) 多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会の事務局である障害福祉課や、多摩市認可保育所等医療的ケア児受入れガイドラインを作成している子ども・若者政策課との情報共有を図ります。

コラム(副籍、地域との交流)

副籍制度の事例

地域との交流

PTA との懇談

資料

第二次多摩市特別支援教育推進計画の取り組みと評価（詳細）

達成評価の指標について

- 『A』…達成済み又は計画期間に予定通り達成予定
- 『B』…進捗に遅れはあるが、計画期間内には、概ね目標を達成する見込み
- 『C』…進捗が遅れており、計画期間内に目標まで達しない見込み
- 『D』…進捗が大幅に遅れている、又は未着手

方向性 I

個々の特性に応じた一貫性のある支援を推進するため、校内支援力の向上を進めます。

① 校内委員会の活用

取組項目				
校内委員会を活用した、組織的な特別支援教育の実践方法に関する取り組み				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○効果的な取り組みをおこなっている小・中学校の校内委員会の活用法を共有 ○検証と見直し	令和3～7年度	○特別支援教育に関わる情報収集・発信、関係機関との更なる連携の充実、校内委員会を中心とした教職員の専門性の向上に資する取り組みを進めた。 ○校内委員会の構成メンバーを工夫し、様々な立場からの意見を基に、児童の支援等について考えていった。	○令和3年度から毎年度特別支援教育コーディネーター研修において、校内委員会の活用方法・情報共有・運営方法の検討・模擬校内委員会などのテーマで実施した。 ○特別支援教室担当教員連絡会における、校内委員会の開催方法等に関する情報共有の機会を設定した。	B

② 個別指導計画・学校生活支援シートの作成と活用

取組項目				
多摩市共通の「学校生活支援シート」の作成				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○シート作成 ○活用 ○検証と見直し ○作成率100%	令和 3～7年度	○作成された「学校生活支援シート」の校内での共有方法を検討した。 ○特別支援学級・特別支援教室での確実な作成はできた。 ○指導期間の中での指導目標の達成を目指し、焦点化した指導計画の作成に努めた。 ○記載した事項のアップデートの確認が今後必要である。	○記載内容の充実のための個別指導計画・学校生活支援シートの作成に関する研修を実施した。 ○特別支援教室担当教員連絡会において、個別指導計画・学校生活支援シートの実際の作成や活用方法に関する共有・協議の機会を設定した。 ○様式の統一よりも、記載内容の充実や実際に活用することの方が重要であるとの考えから、特にロールプレイを導入した研修も実施した。	B
取組項目				
知的障害特別支援学級共通の「個別指導計画」の検討委員会の実施・共通様式の活用				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○共通様式の検討準備 ○活用 ○検証と見直し ○取り組みの継続・改善事項の実践	令和 3～7年度	○児童・生徒のニーズを的確に捉えながら、適切な指導と必要な支援が盛り込まれた計画の作成を進め、また、児童・生徒の発達の段階や学び方を踏まえた個別の目標と活動のねらいを関連づけて作成に努めた。 ○個別の目標及び生活支援シートと関連した個別指導計画の作成に努め、研修会等で情報共有をおこなった。 ○自閉症・情緒障害特別支援学級、知的障害特別支援学級ともに、共通の様式ではなく各校の様式ではあるが、確実に作成している。	○記載内容の充実のための個別指導計画・学校生活支援シートの作成に関する研修を実施した。 ○特別支援教室担当教員連絡会において、個別指導計画・学校生活支援シートの実際の作成や活用方法に関する共有・協議の機会の設定及び各校の取組状況に関する情報収集をおこなった。 ○個別の目標及び学校生活支援シートと関連した個別指導計画の作成のため、研修会を実施した。 ○共通様式は作成しなかったが、各校の様式で	B

資料 第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づくこれまでの取り組みと評価

			確実に作成できることを目指し、特別支援教育担当教員連絡会などでの研修を実施した。 ○個別指導計画を活用した指導と評価の一体化（評価を次の目標に生かす）は今後の課題と認識している。	
--	--	--	---	--

③ 特別支援教育実践事例集の作成

取組項目				
特別支援教育実践事例集作成委員会の実施及び実践事例集の作成				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○各分科会で検討 ○事例集作成・編集、各学校へ配布 ○活用状況の確認・評価・検証	令和3～7年度	○実践の共有をおこなう必要性がある。 ○参加した研修の中での情報共有や、特別支援教室担当者、特別支援教育コーディネーターを中心に、実践を検討するなどはおこなっている。	○特別支援教育コーディネーター研修、特別支援教室担当教員連絡会における、各校の実践に関する情報共有の機会の設定及び情報収集をおこなった。 ○実践事例集の作成は必要かと考えるが、現場での有効活用を考慮するとまずは実践を共有する機会が必要と判断し、特別支援教室担当教員連絡会や、特別支援教育に関する研修会等における、各校の実践に関する情報交換の記録を共通様式等にまとめることで、多摩市の地域性を生かした実践の共有を図った。 ○実践事例集の作成はおこなっていない。	C

方向性 2

教員の専門性を更に高め、児童・生徒に必要な資質・能力の育成を進めます。

取組項目				
派遣相談の充実				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○各校のニーズに基づく実施と検証 ○派遣相談の仕組みに関する検証と見直し ○継続・改善	令和 3～7年度	○派遣相談をより効果的で大きな成果を得るためにも、派遣相談に何を求めるのか、何を必要としているのかをより明確に・具体的に要望したい。	○学校からの要望に応じて、実施時期、実施内容について柔軟に対応する。 ○学校からの相談に応じて、授業相談の活用を提案し、実際に実施した。 ○管理職や特別支援教育コーディネーターが同席の場で、派遣相談での内容をフィードバックする仕組みを継続し、専門家の助言等を学校全体で共有するように働きかけた。	B
取組項目				
中学校特別支援教室導入直後の校内委員会の充実に生かす派遣相談				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○派遣相談の実施 ○結果の検証 ○取り組みの改善事項の実践	令和 3～7年度	○学びの連続性を踏まえながら、指導や支援の在り方等について小中学校が情報を共有したり、実践事例を共有・検討したり、共に学び研修する機会を設けることが重要であり、機会あるごとに校内でも共有するように努めた。	○小・中学校の拠点校へ、継続してスーパーバイザーを派遣する。 ○派遣相談実績について検証をおこなうことは必要。 ○小・中学校の拠点ごとに講師を派遣し、拠点校ごとの課題に対応できるようにした。	B

資料 第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づくこれまでの取り組みと評価

取組項目				
学校用PCへの「ユニバーサルデザインフォント」導入				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○機器の更新に合わせて導入	令和 3～7年度	○学校PCに導入されたユニバーサルデザインフォントの活用を進めた。	○令和4年度の機器更新に合わせた導入の準備をおこなった。 ○機器更新により導入した。	A
取組項目				
学習障害の児童・生徒に対する指導・支援方法に特化した研修の実施				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○研修会や実践校授業参観を通じた成果の共有 ○見直しと改善事項の実践	令和 3～7年度	○自校の特別支援教育の教員研修の内容を、校内で活用できるシステムを整備していく必要があると考える。 ○保護者へのアドバイスや保護者の協力も含めた指導方法の研修が必要であり、積極的に参加した。 ○管理職向けの研修に参加し、得られた内容を校内の教員へ還元できるように検討した。	○管理職研修において学習障害に特化した研修を継続して実施した。 ○学習障害に特化した研修の受講対象者の選定及び受講方法の検討をおこない管理職だけでなく対象へ、知識の周知を図った。 ○研修の対象者選定の工夫だけでなく、研修に参加した内容について、校内で還元できるようなくみの研修の在り方としてオンデマンド形式などの取組もおこなった。	B

方向性 3

「共生社会の実現」に向け、行政・学校・保護者・関係機関の連携の強化を進めます。

① 特別支援教育マネジメントチーム

取組項目				
学校への助言・支援業務				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○相談員・所員の助言・支援方法に関する検討 ○実施の継続・改善	令和 3～7年度	○子ども家庭支援センターや児童相談所と特別支援教育マネジメントチームの間で、円滑に情報共有できるように学校としても連携をおこなった。	○学校への助言等については、巡回相談や授業相談などの事業を通じて、具体的な対応方法などを専門家等からアドバイスすることによって学級及び・学校運営が円滑になるように支援した。 ○就学支援委員会での審議結果と異なる学級種別へ就学した児童・生徒へのフォローアップ相談を整理し充実させた。	B
取組項目				
【就学相談】相談件数増加への対応				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○相談体制の充実（専門機能・人的充実） ○検証・見直し	令和 3～7年度	○相談件数増加に対応できるよう、学級担任と保護者の連携を一層円滑にし、早期相談につなげていくように、校内委員会を活用し、早期に教育的ニーズを見出し、保護者との共通理解を図ることに努めた。	○相談件数については、取り組み当初から横ばいになってきているが、新人の心理相談員も複数名配置され、所内でのスキルアップに努めた。 ○業務の見直しをおこなうとともに、業務の効率化として、受付体制にwebフォームを導入するなどDXの推進も実施した。	A

資料 第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づくこれまでの取り組みと評価

取組項目				
【転学相談】フォローアップ相談の充実				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○方法の検討 ○検証・見直し ○取り組みの継続・改善	令和 3～7年度	○フォローアップ相談を活用し、円滑な転学相談につなげていくよう、校内委員会の活用と保護者との共通理解を進めた。	○転学相談は引き続き実施しつつ、フォローアップ相談対象の見直しを実施。フォローアップ相談を2年以上継続する対象については、「発達・教育初回相談窓口」につなぐ流れを作り、教育相談室等での継続的な相談を勧めた。	A
取組項目				
特別支援教室の利用・終了判定の充実				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○判定会の効率化の検討と実施・検証 ○取り組みの改善事項 ○検証・見直し	令和 3～7年度	○教育的ニーズに応じた、より具体的に实际的な個別目標の設定による個別指導計画と学校生活支援シートにより、支援方針が保護者と共有できるように努めた。	○運営指針に基づき、指導延長・退室のための判定会の運営ができ、また学校と共有しながら進められるように、毎年指針の更新をおこなった。 ○複数年度にまたがって、教室利用の延長をしている児童・生徒について、判定会の中で丁寧な審議をおこない、審議内容について付帯事項をつけて学校へ還元する仕組みとした。	B

② 特別支援教育の啓発活動の充実

取組項目				
特別支援教育推進のための普及・啓発活動				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○計画周知に合わせ実施 ○取り組みの改善実施	令和 3～7年度	○学校において、特別支援教室の見学・体験などを児童・生徒にしてもらうことで相互理解を進める取り組みをしている学校もある。 ○保護者会等で特別支援教室に対する周知などを実施している。	○教育支援フォーラムにおいて、第二次特別支援教育推進計画に基づく、取組を広く市民に周知した。 ○計画に基づく事業の実施を常に念頭に事業計画・実施をおこなった。	A

③ 保健・福祉部門等との連携の強化

取組項目				
発達支援室と教育センターの初回相談窓口の統合による連携強化				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○初回相談窓口 統合による連携 実施 ○検証・見直し ○取り組みの改 善・実施	令和 3～7年度	○発達・教育初回相談窓口として相談の入り 口が一本化されたことで、保護者等へ案内・周 知をしやすくなり、積極的に相談を進めること ができた。	○教育相談室・特別支援教育マネジメントチーム・ スクールソーシャルワーカー・発達支援室で適切な 相談・支援について検討をおこない対応した。 ○webフォームでの受付を開始後、webでの申し込 みも伸びてきている。市民にとって活用しやすい相 談として改善できた。	A
取組項目				
特別支援と福祉制度等の情報がわかるハンドブックの作成・活用				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○検討 ○作成・活用 ○更新しながら活 用	令和 3～7年度		○子育て支援課で発行している「多摩市子ども子 育てサービスガイド」の中に、就学相談・転学相談 の案内は掲載している。また、福祉制度等の掲載も 充実していることから、新たに作成するのではなく、 子育て支援課と連携をし、この冊子を広く周知して いく方が有効と考え、周知をおこなった。 ○発達・教育初回相談窓口のパンフレットは更新 し、webフォームで申し込みできる二次元コードも貼 付した。	B

④ 支援継続ツールについての検討

取組項目				
支援継続ツールについての検討				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○活用の把握 ○電子化を含めた検討・改善	令和 3～7年度	○様々な支援継続の資料が届くが、情報を整理しつつ、スムーズな学校生活へ向けての指導に生かしている。	○支援継続ツール（就学支援シート、学校生活支援シート、相談支援ファイル）の作成について継続し、活用の促進に向けた方策の検討は今後もおこなう。 ○電子化については、市の個人情報の取り扱いやセキュリティルール上、電子化・システム化は難しいことが確認できた。	B

方向性 4

特別支援教育推進のための環境整備について検討を進めます。

① 中学校特別支援教室の運用に関する検討

取組項目				
中学校特別支援教室の運用に関する検討委員会の開催				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○運用上用の把握 ○改善の検討 ○改善策実施 ○成果と課題検証	令和 3～7年度	○小中学校の垣根を越えて、特別支援教室担当者同士の情報共有や、ケース検討や研修会の実施等の場に参加し、情報を校内でも共有できるように努めた。 ○特別支援教育コーディネーターを中心に学校での取組の検討を実施した。	○指針に基づく実施状況を確認し、運営指針の周知・徹底を図った。また指針は毎年更新した。 ○小中学校特別支援教室担当教員連絡会において、各校の取組に関する情報共有の機会を設定し、スキル向上を図った。	B

② 小・中学校特別支援学級の整備に関して

多摩市内の特別支援学級の設置数

	学級種別		令和元年度 現在	令和7年度※
特別 支援 学級	知的障害学級 (固定学級)	小学校	3校	3校
		中学校	3校	3校
	自閉症・情緒障害学級 (固定学級)	小学校	4校	4校
		中学校	2校	2校
	難聴通級指導学級・ 言語障害通級指導学級	小学校	2校	2校

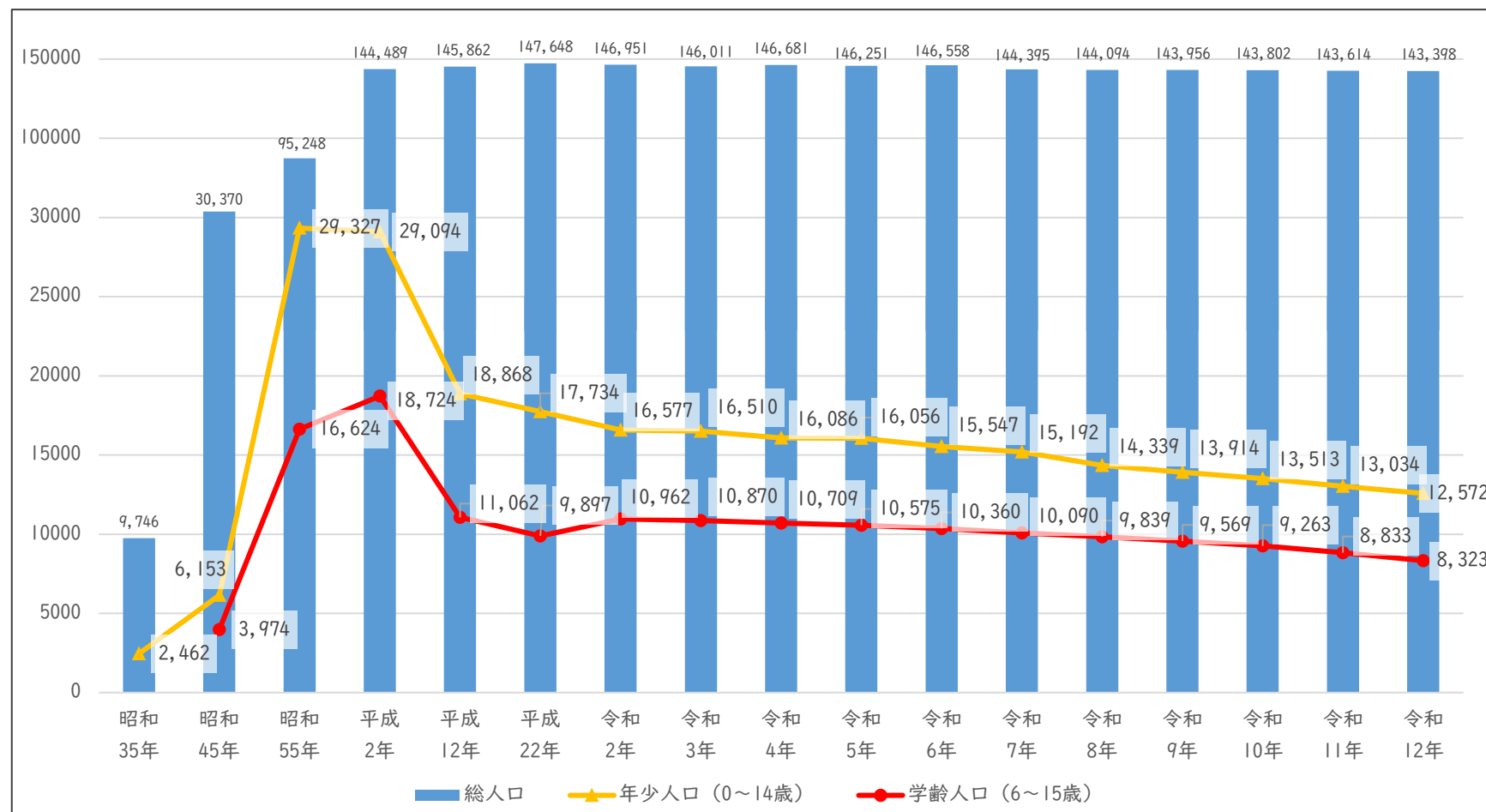
※今後のニーズの変化に応じて設置校数を検討

※情緒障害等通級指導学級は特別支援教室に制度変更となり、多摩市では平成29年度から小学校の全校に特別支援教室を設置。中学校については、令和3年度から全校に設置。

○特別支援学級への入級者数、全児童・生徒に対する入級者の割合は増加傾向にありますが、現在の学級人数の状況を見ながら、特別支援学級の整備について引き続き検討をおこなっていきます。

資料 特別支援教育に関する多摩市の状況など

Ⅰ 多摩市の人口推移

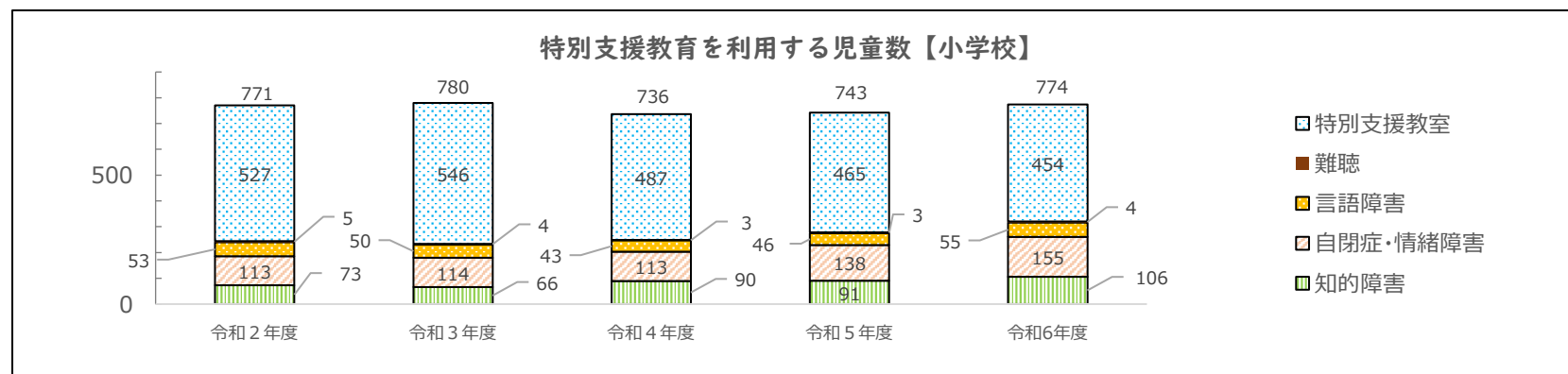


資料 特別支援教育に関する多摩市の状況など

2 多摩市における特別支援学級の状況(令和2年度～令和6年度)

【小学校】＊各年度とも5月1日現在

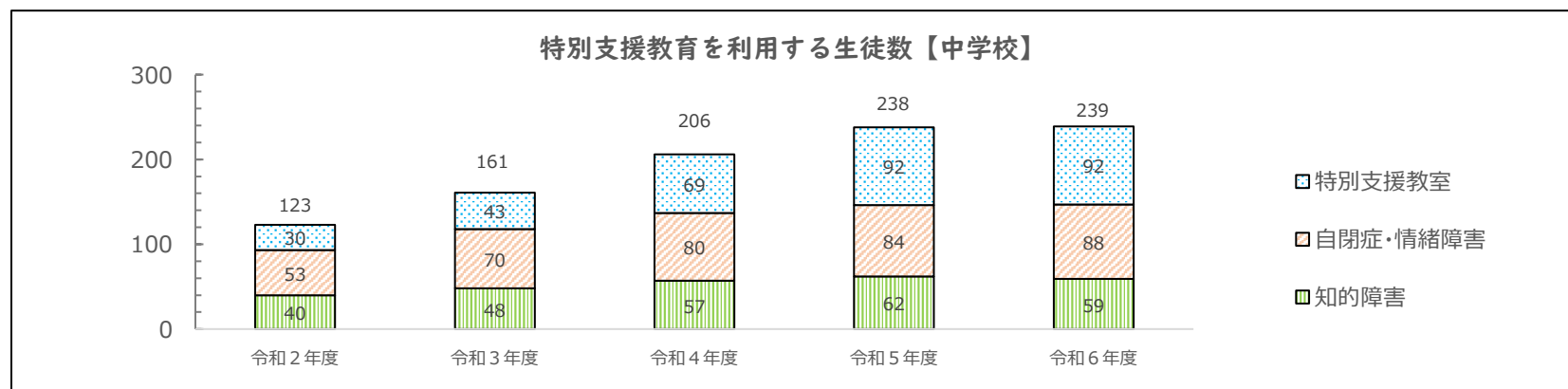
障害種別		項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定制	知的障害	設置校数	3	3	3	3	3
		学級数	11	10	12	13	14
		人数	73	66	90	91	106
	自閉症・ 情緒障害	設置校数	4	4	4	4	4
		学級数	16	16	16	19	21
		人数	113	114	113	138	155
通級制	言語障害	設置校数	1	1	1	1	1
		学級数	3	3	3	3	3
		人数	53	50	43	46	55
	難聴	設置校数	1	1	1	1	1
		学級数	1	1	1	1	1
		人数	5	4	3	3	4
	特別支援 教室	拠点校数	16	16	8	8	8
		人数	527	546	487	465	454
児童合計数			771	780	736	743	774



資料 特別支援教育に関する多摩市の状況など

【中学校】＊各年度とも5月1日現在

障害種別		項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定制	知的障害	設置校数	3	3	3	3	3
		学級数	7	7	8	10	8
		人数	40	48	57	62	59
	自閉症・ 情緒障害	設置校数	2	2	2	2	2
		学級数	8	9	11	11	12
		人数	53	70	80	84	88
通級制	特別支援 教室	拠点校数	1	1	1	1	1
		人数	30	43	69	92	92
生徒合計数			123	161	206	238	239



資料 特別支援教育に関する多摩市の状況など

3 東京都における特別支援学級在籍者・利用者の推計（令和8年度～令和13年度）

【小学校】

障害種別		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
固定制	知的障害	7,710	7,536	7,340	7,167	7,017	6,900
	自閉症・情緒障害	1,994	2,151	2,207	2,215	2,173	2,141
	小計	9,704	9,687	9,547	9,382	9,190	9,041
通級制	言語障害	3,035	2,968	2,893	2,830	2,777	2,736
	難聴	279	273	266	260	255	251
	特別支援教室	34,535	34,940	34,378	33,939	33,302	32,813
	小計	37,849	38,181	37,537	37,029	36,334	35,800
合計		47,553	47,868	47,084	46,411	45,524	44,841

【中学校】

障害種別		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
固定制	知的障害	5,016	5,148	5,325	5,392	5,301	5,156
	自閉症・情緒障害	623	658	748	818	898	910
	小計	5,639	5,806	6,073	6,210	6,199	6,066
通級制	特別支援教室	8,249	8,531	9,511	10,216	11,038	11,018
	小計	8,249	8,531	9,511	10,216	11,038	11,018
合計		13,888	14,337	15,584	16,426	17,237	17,084

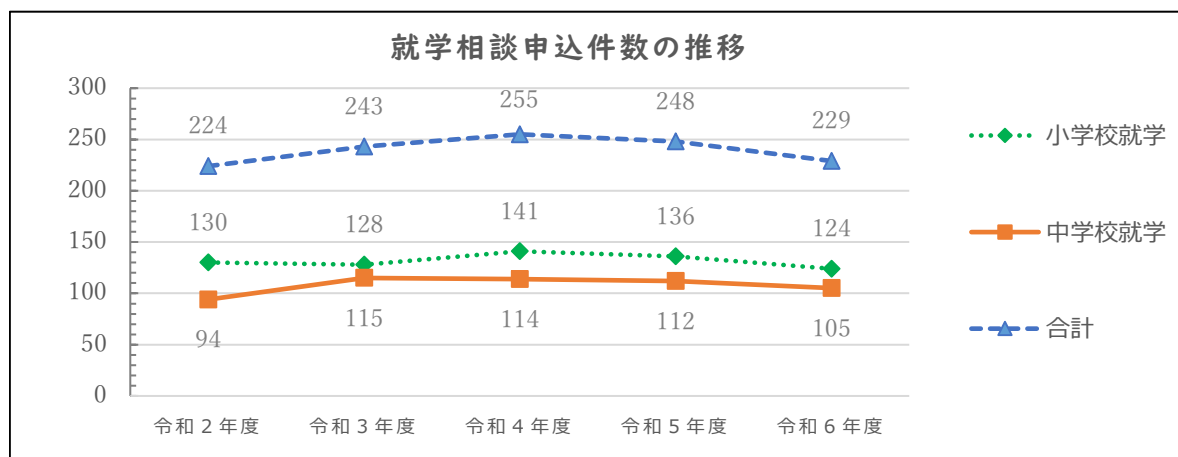
※ 固定制：特別支援学級

※ 通級制：特別支援教室、難聴・言語障害通級指導学級

資料 特別支援教育に関する多摩市の状況など

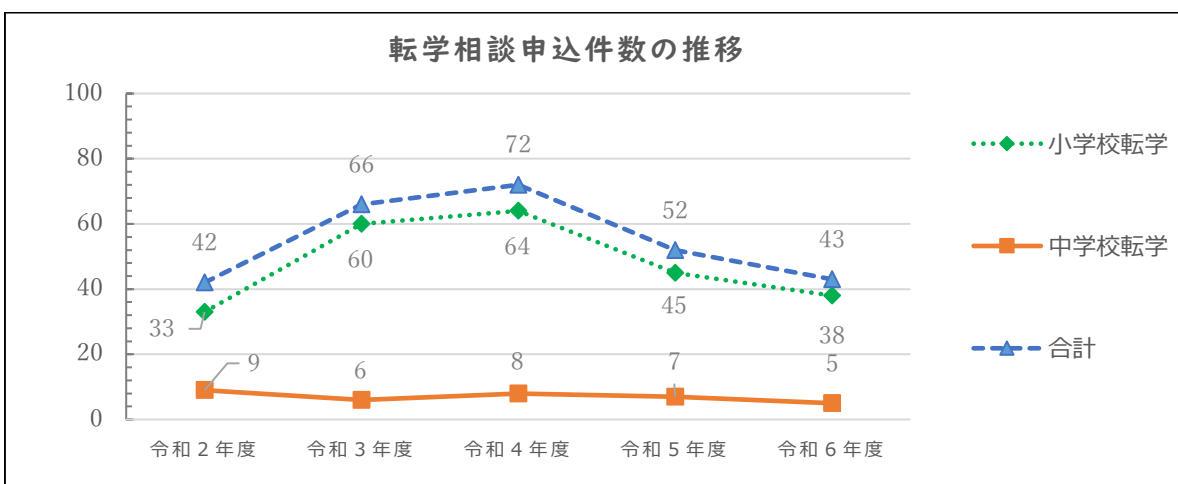
4 就学相談申込件数の推移（令和2年度～令和6年度）

年度	小学校 就学	中学校 就学	合計
令和2年度	130	94	224
令和3年度	128	115	243
令和4年度	141	114	255
令和5年度	136	112	248
令和6年度	124	105	229



5 転学相談申込件数の推移（令和2年度～令和6年度）

年度	小学校 転学	中学校 転学	合計
令和2年度	33	9	42
令和3年度	60	6	66
令和4年度	64	8	72
令和5年度	45	7	52
令和6年度	38	5	43



資料 特別支援教育に関する多摩市の状況など

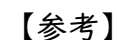
6 副籍制度利用者数(令和2年度～令和6年度)

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
令和2年度	4	7	8	7	6	1	3	4	0	40
令和3年度	7	6	7	6	3	6	1	2	3	41
令和4年度	3	6	5	5	5	2	5	0	2	33
令和5年度	6	3	4	4	5	5	2	5	0	34
令和6年度	8	4	3	5	3	2	4	2	4	35

7 就学支援シートの活用実績(令和2年度就学～令和6年度就学)

	令和2年度就学	令和3年度就学	令和4年度就学	令和5年度就学	令和6年度就学
小学校就学	243 件(20.6%)	309 件(27.2%)	287 件(28.3%)	229 件(21.9%)	266 件(25.9%)
中学校就学	91 件(8.5%)	101 件(9.8%)	105 件(9.8%)	104 件(10.5%)	100 件(10.2%)
高校進学	14 件(1.4%)	15 件(1.6%)	17 件(1.6%)	18 件(1.6%)	17 件(1.6%)

図 ICFモデル



<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html>

コラム

ICFの構成要素とは？

「心身機能・身体構造」・・・感覚や、足が曲がらないなどの身体の構造

「活動」・・・本人が実際に行っている活動及び本人が能力的にできそうな活動

「参加」・・・学校への参加、地域社会への参加を含む社会的参加

「健康状態」・・・病気や身体の変調、怪我、妊娠、高齢を含む広い概念と、自閉症・ADHD・LDなどの症状名が含まれる。

「環境因子」・・・車いすの利用などの物的環境、家族や教員、周囲の人といった人的環境、障害者差別解消法等の法整備、医療や介護などのサービス

「個人因子」・・・年齢やライフスタイル、興味・関心など

【出典 東京都教職員研修センター作成「特別支援教育研修テキスト～全ての学校における特別支援教育の推進～（平成29年3月）」より】

2 世界や国・都の動向について

	国際的な動き	国内の動き（国・都）
平成4年		【国】「通級による指導に関する充実方策について」を示す ・通級による指導の在り方に加え、学習障害に対する対応も審議
平成5年	●アジア太平洋障害者十年の開始年（～平成14年） ●「障害者の機会均等化に関する基準規則」の採択（国連総会） 障がいのある人が、それぞれ、	【国】学校教育法施行規則の一部改正 ・小・中学校における、通級による指導の法制化 【国】障害者対策基本法の一部改正により、障害者基本法公布 ・アジア太平洋障害者の10年が始めることを契機に公布。障害者の自立と社会参加の一層の推進を基本理念とする。

	社会の中で、市民としてその他の人と同じ権利と義務を行使できることを確保することが盛り込まれる。	
平成13年	●WHOは、国際生活機能分類—国際障害分類改訂版—(ICF)を採択する。 ●障害者の人権及び尊厳を保護・推進するための包括的、総合的な国際条約の決議案が国連で採択	【国】21世紀の特殊教育の在り方について最終報告が示される。
平成14年	●障害者の人権及び尊厳を保護・批准するための包括的総合的な国際条約に関する国連臨時委員会の開催	【国】学校教育法の一部改正 ・就学基準(学校教育法施行令第22条の3)の見直し 【国】障害者基本計画の閣議決定 ・個別の教育支援計画(学校生活支援シート)の策定 ・LD、ADHD、自閉症の児童に対しての教育的支援
平成16年		【国】小・中学校における、LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)の作成 【国】障害者基本法の一部改正 ・交流及び共同学習の促進についての規定 【都】特別支援教育推進計画の策定(～平成28年)
平成17年		【国】発達障害者支援法の施行
平成18年	障害者権利条約が国連で採択	【国】学校教育法施行規則の一部改正 ・LDおよびADHDを通級による指導の対象に加える。 【国】障害者自立支援法の施行

平成19年		【国】学校教育法の一部改正 ・特別支援教育推進の規定を法律上に位置付け ・小中学校におけるLD、ADHDを含む、障がいのある児童生徒に対する適切な教育をおこなうことを規定
平成22年		【国】特別支援教育の在り方に関する特別委員会を中央教育審議会に設置 ・平成18年の障害者の権利条約を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の方向性を調査・審議
平成24年		【国】合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告 ・合理的配慮の観点について整理された
平成25年	第125回IOC総会において、東京オリンピック・パラリンピックを2020年に開催する事が決定	【国】学校教育法施行令の一部改正 ・障がいのある児童等の就学先決定の仕組みが改定

資料 その他参考

平成28年		【国】発達障害者支援法の改正 ・個別指導計画、個別教育支援計画の作成の推進が規定 【国】学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布 ・高等学校における通級による指導の制度化 ・自立活動における、教科の内容を取り扱いながらおこなうことができるようにする
平成29年		【都】東京都特別支援教育推進計画第二期第一次実施計画を策定（令和8年まで、第一次は令和2年まで）
平成30年	加筆修正中	
令和元年		
令和2年		
令和3年		
令和4年		
令和5年		
令和6年		

(出典は、それぞれの解説の最後、【】内に記載しています。)

加筆修正中

あ行

インクルーシブ教育システム (inclusive education system)

: 人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

【出典: 障害者の権利に関する条約第24条より】

か行

かがやきブック

: 小学校に入学した新1年生が集団生活に円滑に適応できるよう、多摩市が作成した教材。ロールプレイや意見交換をおこないながら、学級や学校での集団生活を送る上での基本的ルールやマナーを学ぶことができる。毎年4月に市内各小学校から保護者に配布している。

学習指導要領

: 全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が学校教育法等に基づき定めた、

各小・中・高等学校、特別支援学校で教育課程の編制をする際の基準となるもの。およそ10年毎に改訂している。平成29年4月に新学習指導要領が告知され、移行期間を経て、小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度から全面実施となった。

【出典：文部科学省ホームページ】

学校生活支援シート

：障がいのある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として、作成する計画のこと。児童・生徒の地域生活を考えたときに、教育のみならず、福祉・医療・労働などの様々な側面からの取り組みを含め、関係機関の密接な連携協力を確保することがねらい。国でいう、「個別の教育支援計画」。東京都においても、平成26年度までは、「個別の教育支援計画」という名称だった。

【出典：文部科学省ホームページ「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」及び 東京都教育委員会作成「これからの個別の教育支援計画（平成26年3月発行）」】

教育課程

：学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画のこと。編制の主体は各学校にある。各学校には、学習指導要領や設置者の方針を受けつつ、子供たちの姿や地域の実情を踏まえて、各学校が設定する教育目標を達成するために、学習指導要領に基づき、どのような教育課程を編成し、実施・評価していくかが求められる。

【出典：文部科学省ホームページ 中央教育審議会 初等中等教育分科会資料】

共生社会

：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

【出典：文部科学省ホームページ】

校内委員会

：校長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童・生徒の実態把握や、支援方策の検討等を行うために、校内に設置された特別支援教育に関する委員会。

【出典：東京都教職員研修センター作成「特別支援教育研修テキスト～全ての学校における特別支援教育の推進～（平成29年3月）」】

公認心理師

：平成29年に誕生し、平成30年に初めて国家試験が開催された国家資格。保健医療、福祉、教育、その他の分野において、専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者の心理状態の観察・結果分析や、心理に関する相談・助言・指導・その他の援助等を業務とする。

【出典 厚生労働省ホームページ 障害保健福祉部 精神・障害保健課 公認心理師制度より】

合理的配慮

：障がい者が他の者との平等を基本として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

【出典：障害者の権利に関する条約第2条より】

交流及び共同学習

：障害のある児童・生徒と、障害のない児童・生徒が学校教育の一環として活動を共にすること。新学習指導要領では、「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や、交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重しながら、協働して生活していく態度を育むこと」と示されている。

【出典：文部科学省「交流及び共同学習ガイド 第1章よりよい交流及び共同学習を進めるために」より抜粋】

個別指導計画

：幼児・児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人ひとりの障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手立てを各教科等全般にわたって作成するもの。国でいう、「個別の指導計画」。個別の教育支援計画を踏まえて、個別指導計画を作成することが重要。

【出典：文部科学省ホームページ】

さ行

自閉症・情緒障害（特別支援）学級

：学校教育法第81条第2項の規定に基づき、「自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの（平成25年10月4日付文科初第756号通知）」を対象に、特別に編成した学級。市内小学校4校（多摩第二小学校、南鶴牧小学校、諏訪小学校、貝取小学校）、中学校2校（多摩中学校、青陵中学校）に設置している。

【出典：東京都教育委員会作成「就学相談の手引き」より抜粋】

就学支援シート

：家庭や幼稚園・保育園・小学校・中学校などの就学機関等で、大切にしてきたことや配慮してきたこと、次の就学機関に引き継ぎたいことを保護者が主体となって記載するもの。受け取った就学機関はこのシートを参考に児童・生徒に必要なと思われる支援や配慮、指導内容について考える。各公立学校で配布のほか、多摩市立教育センター、多摩市教育委員会学校支援課でも配布している。多摩市では、統一様式として、「小学校就学用（幼稚園・保育所等の就学前→小学校）」「中学校就学用（小学校→中学校）」「高等学校等就学用（中学校→高等学校・高等専修学校・特別支援学校高等部）」の3種類を作成・配付している。

【出典：文部科学省ホームページ 中央教育審議会・初等中等教育分科会資料「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」より抜粋】

自立活動

：個々の児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための必要な知識・技能・態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う教育活動。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の

把握、身体の動き、コミュニケーションの6つの区分があり、6区分合わせて27項目がある。自閉症・情緒障害学級では多摩市立小・中学校とも各教科等のほか、自立活動を特設し指導を行っている。また、特別支援教室・通級指導学級（小学校難聴・言語障害、中学校情緒）では自立活動のみを設定し指導を行っている。知的障害学級では、自立活動の時間を特設はせず、各教科や教科等を合わせた指導の中で自立活動の要素を取り入れながら指導を行っている。

【出典：特別支援学校学習指導要領及び同解説より抜粋】

すてっぷ

：多摩市健康福祉部障害福祉課が、児童・生徒の成長の記録と受けてきた支援の内容を集約し、保護者や本人が必要に応じて関係機関にその内容を提示して、切れ目の無い一貫した支援を受けやすくするために、保護者向けに配布している相談支援ファイルのこと。障害福祉課発達支援担当と教育委員会教育指導課が共同で作成し、平成23年3月に配布を開始した。

配布対象は市内に住所を有する、発達の遅れやことば、人とのかかわり、行動などについて心配があり、継続した支援を必要とする者とその保護者。平成30年度は未就学児の保護者に66件、小学生の保護者に62件、中学生の保護者に1件、高校生の保護者に1件、計130件の希望があり、配付した。

た行

多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会

：児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、多摩市ではその名称を「多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会とする」とした。

【出典：多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会設置要綱第1条、第2条より】

知的障害（特別支援）学級

：学校教育法第81条第2項の規定に基づき、「知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難な程度であるもの（平成25年10月4日付文科初第756号通知）」を対象に、特別に編成した学級。本市では知的障害学級を市内小学校3校（東寺方小学校、永山小学校、東落合小学校）、中学校3校（和田中学校、諏訪中学校、落合中学校）に設置している。

【出典：東京都教育委員会作成「就学相談の手引き」より抜粋】

特別支援学校

：学校教育法に規定されている。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校教育法第1条に示した学校の一つ。「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者の障害の程度」については、学校教育法施行令第22条の3に示されている。平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、第22条の3に規定する程度の児童・生徒等は、特別支援学校に原則就学するという就学先決定の仕組みが改められ、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みになった。

多摩市内には、知的障害者及び肢体不自由者を対象とする東京都立多摩桜の丘学園（令和元年度現在、多摩市・稲城市及び八王子市の一部を学区）が設置されている。

【出典：学校教育法、学校教育法施行令、東京都教育委員会作成「就学相談の手引き」】

特別支援学級

：学校教育法の規定に基づき、通常の学級における学習では十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒のために、特別に編成した学級。多摩市においては、通常の学級に籍を置きながら、一部特別な指導を実施する、通級による指導を行う場として難聴言語障害通級指導学級を設置している。また、学籍を置く特別支援学級として、小・中学校とも知的障害学級および自閉症・情緒障害学級を設置している。

【出典：東京都教育委員会作成「就学相談の手引き」より抜粋】

【参考】

特別支援学級及び通級指導に関する規定 | 文部科学省

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1285860.htm

多摩市の特別支援学級一覧 | 多摩市

<https://www.city.tama.lg.jp/kosodate/1008019/1008035/1008115/1008117/1003685.html>

特別支援教育コーディネーター

：各学校における、特別支援教育の推進のために、主として校内委員会や校内研修の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。特別支援教育コーディネーターは各学校の校長が所属教員の中から指名する。養護教諭、特別支援学級担任、特別支援教室担当教員、通常の学級の担任の中で特別支援教育の指導力の高い教員等を指名する傾向にある。

【出典：文部科学省ホームページより。特別支援教育コーディネーターの指名傾向については、本市の状況を踏まえ記載】

特別支援教育マネジメントチーム

：教職経験者と臨床心理士からなる組織。就学相談・転学相談、通級入級相談、巡回相談等を実施している。

【参考】

特別支援教育マネジメントチーム | 多摩市

<https://www.city.tama.lg.jp/kosodate/1008018/1008024/1008089/1008091/1009320.html>

特別支援教室

：通級による指導の一形態。通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、週当たり1時間から8時間程度の自立活動を指導する。学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童・生徒については、月当たり1時間から週当たり8時間程度の自立活動を指導する。

本市では、平成29年4月より市内全小学校において特別支援教室での指導を開始した。また、令和3年4月から市内全中学校において特別支援教室での指導を開始した。

【参考】

小学校における特別支援教室の導入ガイドライン(改定版) | 東京都教育委員会

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/school/primary_and_junior_high/special_class/files/kaitei/01.pdf

は行

発達支援室

：発達の遅れや心配のある児(者)とその家族、及び発達障がい児(者)とその家族等を対象に、発達についての総合相談等をおこ

なっている多摩市の機関。

【参考】

発達支援室（子どもの発達に関する相談） | 多摩市

<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/soudan/1010273/1003260.html>

発達障害（発達障がい）

：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳障害の障害であつて、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、その他、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害。

【出典：発達障害者支援法第2条、発達障害者支援法施行令第1条、発達障害者支援法施行規則より】

ピアティーチャー（教育活動指導員）

：教員の指導を受けながら、チームティーチングや個別指導などのほか、配慮を要する子どもや学校生活に馴染めない子どもたちの個別支援、特別支援学級での介助等の教育活動に従事する教育活動指導員のこと。

【出典：多摩市教育委員会ピアティーチャー（教育活動指導職員）募集要項より】

副籍制度

：東京都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市区町村立小・中学校に副次的な籍を持ち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加、オンラインでの交流等）や間接

的な交流（学校・学級便りの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。この制度により、居住する地域の中で、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながっていくことが期待される。

【出典：東京都教育委員会ホームページ 及び 東京都教育委員会作成「副籍ガイドブック（令和6年2月）」より】

保幼小連携

：幼稚園や保育所等と、小学校では生活や教育方法の違いはあるが、子供の発達や学びが連続している。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、それぞれが指導方法を工夫し、互いの教育方法・内容の相違点・共通点について理解を深めるなど、子供の発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実を図るために保育所・幼稚園・小学校の教職員・保育士等が互いの指導内容について理解を図ったり、共通の研修を受けたりする具体的な取組。本市では、保育所・幼稚園・小学校の教員がテーマを設定して合同研修に参加している。令和元年度は、「特別支援教育」及び「要録等の引継ぎ」などをテーマとした。

【出典：東京都教育委員会作成「就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブック（平成30年3月）」より抜粋】

や行

ユニバーサルデザイン

：調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することができる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障がい者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。これは教育の現場においては、「発達障害の有無にかかわらず、クラスの中の全ての子が分かりやすい工夫をする」ということ。例えば情報伝達において聴覚的（言語）だけでなく視覚的（板書など）に提示を行ったり、わからないことがあったときに教師から

助言を受けやすくしたりする工夫（ハンドサイン・ヒントカードなど）を行うなどがある。より具体的な事例については「通常学級での特別支援教育のスタンダード（東京書籍）」に詳しく記載されている。

【出典：障害者の権利に関する条約第2条より】

【出典及び参考】

「通常学級での特別支援教育のスタンダード 自己チェックとユニバーサルデザイン環境の作り方」東京都日野市公立小中学校
全教師・教育委員会with小貫悟,東京書籍,2010年

ら行

臨床心理士

：臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家。臨床心理士資格認定協会の資格試験に合格することが必須条件。

【出典：公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会<http://fjcbcp.or.jp/>】

臨床発達心理士

：発達の臨床に携わる幅広い専門家に開かれた資格。人の発達・成長・加齢に寄り添い、必要とされる援助を提供する。発達心理学をベースにして「発達の観点」を持つところが特徴。

【出典：一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構 <https://www.jocdp.jp/>】

第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議関係

I 第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議設置要綱

多摩市教育委員会告示第23号

第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議設置要綱を次のとおり定める。

令和6年4月8日

多摩市教育委員会

教育長 千葉正法

第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 多摩市の特別支援教育の指針となる第三次多摩市特別支援教育推進計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、有識者、市民等の意見を反映するため、第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(1) 計画の基本方針、方向性、成果目標等に関すること。

(2) 計画に定める具体的な施策及びその実施に必要な手段その他必要な事項及び内容に関すること。

(3) 前2項に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要と認める事項
(構成)

第3条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する者（以下「委員」という。）12人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 一人以内
 - (2) 東京都立多摩桜の丘学園校長
 - (3) 東京都立永山高等学校校長
 - (4) 児童又は生徒の保護者である多摩市民（保護者） 二人以内
 - (5) 多摩市立小学校又は多摩市立中学校の校長 二人以内
 - (6) 多摩市立小学校又は多摩市立中学校の特別支援学級の教員又は特別支援教育コーディネーター 二人以内
 - (7) 子ども青少年部子ども・若者政策課長
 - (8) 健康福祉部健康推進課長
 - (9) 健康福祉部障害福祉課長
- (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和8年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長及び副委員長)

第5条 有識者会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

2 有識者会議の会議は、委員長が主宰する。

3 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が有識者会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

2 第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議委員名簿

(五十音順) ◎=委員長 ○=副委員長 委嘱期間 令和6年7月3日から令和8年3月31日まで

氏名(敬称略)	職名等
伊藤 未来	公募市民委員
○小貫 悟	明星大学心理学部心理学科教授
佐々木 敦子	公募市民委員
佐宗 紀子	多摩市立永山小学校主任教諭
佐藤 俊一	東京都立永山高等学校校長
高橋 美保	多摩市立多摩中学校主任養護教諭
◎豊島 佳代	教育部教育センター長
西田 良児	東京都立多摩桜の丘学園統括校長
平松 渉	健康福祉部障害福祉課長
廣瀬 友美	子ども青少年部子ども・若者政策課長
福田 洋一	多摩市立多摩中学校校長
水野 裕司	多摩市立愛和小学校校長 (令和6年度)
森 信行	多摩市立南鶴牧小学校校長 (令和7年度)

3 第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議日程と内容

回数	日程	内容
第1回	令和6年 7月 3日	現行計画の振り返り・意見交換 など
第2回	8月22日	新計画の章立て案・アンケート など
第3回	10月23日	骨子案の協議・アンケートの分析報告 など
第4回	令和7年 2月17日	計画素案検討について など
第5回		
第6回		